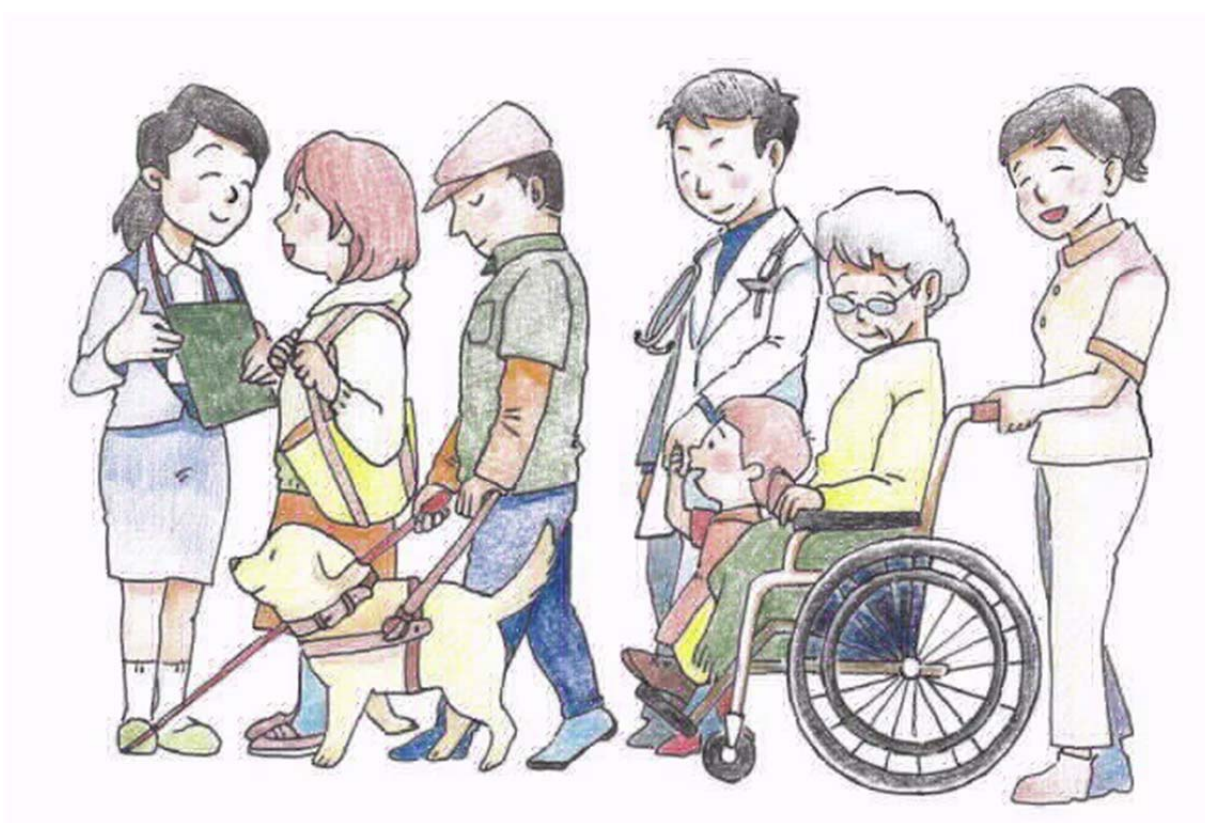


泉大津市第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画



令和3年3月
泉大津市

※この計画では、諸々の混乱を避けるため、「障がい」の表記は、法律の名称や団体名称などの固有名にかかわらず、全て「障がい」と修正して表記しています。

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第2章 福祉サービスの実績評価と課題	4
1 障がい者を取りまく現状	4
2 成果目標の実績評価と課題	12
3 障がい福祉サービスの実績評価と課題	16
4 市民アンケート調査による意向の把握	24
5 障がい当事者団体・障がい福祉サービス事業所アンケート調査	32
6 計画策定にあたっての課題	36
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 本計画の上位計画（計画の位置づけ）	38
2 計画の基本理念	39
3 基本方針	40
第4章 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み	42
1 成果目標の設定	42
2 障がい福祉サービス等の必要な見込量	48
3 障がい児の子ども・子育て支援事業等の需要量及び提供体制	58
第5章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援サービス確保のための方策	61
1 利用者ニーズに対応した障がい福祉サービス等の提供	61
2 相談支援体制の充実及び地域生活移行・定着の促進	62
3 障がい児支援サービスの提供体制の確保	63
4 地域生活支援事業の実施	63
5 障がいへの理解促進、啓発	64
6 障がい福祉サービス等の質の向上	65
第6章 計画の推進体制	66
資料1 泉大津市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定委員会要綱	67
資料2 泉大津市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定委員会委員名簿	68
資料3 泉大津市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定の経緯	69

第1章 計画策定にあたって

(1) 趣旨及び目的

この計画は、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。)第88条及び児童福祉法第33条の20の規定により、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図り、障がい者の福祉の増進と、障がい児の健やかな育成のための発達支援を促進するために一体的に策定するものです。

また、本計画の上位計画である「泉大津市地域福祉計画」において、子どもや障がいのある人、高齢者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、地域住民による支え合いと公的支援が連動した地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制の構築を目指すものです。

(2) 法令の根拠等

この計画は、障がい者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」です。

■「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）」

第88条

市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障がい福祉計画」という。）を定めるものとする。

■「児童福祉法」

第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障がい児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 計画策定における留意事項

策定にあたっては、障がい者総合支援法第87条第1項に基づく「基本指針」に即すとともに、大阪府が示す「第6期市町村障がい福祉計画及び第2期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」を踏まえ、さらに、本市の上位計画である「第4次泉大津市総合計画」、障がい者基本法第11条第3項に基づく「泉大津市第4次障がい者計画」、福祉の各分野における共通事項を定める「第4次泉大津市地域福祉計画」及び関連計画である「第二期いずみおおつ子ども未来プラン」と調和を保ちます。

また、第1期障がい福祉計画から第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の実績や国の基本指針等を踏まえ、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とした「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定します（体系図は38ページ参照）。

(4) 計画をめぐる経緯

障がい福祉施策に関わる法律・制度の動向は以下のとおりです。

年	項目	主な内容
平成 15 年 (2003)	「支援費制度」の導入	行政がサービスの利用先や内容などを決める措置制度から障がい者の自己決定に基づきサービスを利用する制度への転換。
平成 17 年 (2005)	「障がい者自立支援法」公布	障がい種別ごとに異なっていたサービス体系を一元化し、障がいの状態を示す全国共通の尺度として「障がい程度区分」(現在は「障がい支援区分」)の導入、市町村に障がい福祉計画策定の義務づけ等。
平成 22 年 (2010)	「障がい者自立支援法」改正	利用者負担の見直しで、1割を上限とした定率負担から、負担能力に応じた応能負担へ変更。平成 24 (2012) 年 4 月から実施。
平成 24 年 (2012)	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」公布	「障がい者自立支援法」は「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障がい者総合支援法)」となり、障がい者の範囲に難病等が追加されるほか、障がい者に対する支援の拡充などの改正。
	「障がい者虐待防止法」施行	国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課す等を規定。
平成 28 年 (2016)	「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(障がい者差別解消法)」施行	障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の義務づけ等を規定。
平成 30 年 (2018)	「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行	障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援の二つの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備、市町村に障がい児福祉計画策定の義務づけ等。
	「障がい者の文化芸術活動の推進に関する法律」施行	国は障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本計画を策定。都道府県には策定の努力義務。
	「ギャンブル等依存症対策基本法」施行	国はギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定し、ギャンブル等依存症対策の強化。都道府県には策定の努力義務。
	「障がい者雇用促進法」改正	障がい者雇用義務の対象として「精神障がい者」を追加。
令和元年 (2019)	「障がい者雇用促進法」改正	障がい者雇用義務対象となる民間企業の範囲拡大、法定雇用率を 2.0%から 2.2%へ引き上げ。民間企業事業主に対する給付制度・優良事業主としての認定制度の創設。国・地方自治体に「障がい者活躍推進計画」の策定・公表の義務化。
	「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」施行	視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化等を規定。

(5) 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とします。



(6) 計画の対象

障がい者基本法に規定する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とし、高次脳機能障がいや難病患者をも含みます。（以下「障がい者等」又は「障がいのある人」という。）

(7) 計画の策定体制

①泉大津市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定委員会

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定並びに実施にあたっては、障がい者等やその家族等を含めた当事者の意見を反映させることが不可欠です。このため、障がい福祉サービスを利用する障がい者及び家族をはじめ、社会福祉に関する活動を行う団体等から推薦された者、学識経験を有する者、公募市民等をもって組織する「泉大津市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定に向けた協議を行いました。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、障がい者総合支援法第 88 条第 8 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 9 項において、障がい者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の意見を聴くように努めることが規定されていることを踏まえ、泉大津市地域自立支援協議会に意見をうかがうことになっています。

②アンケート調査の実施

令和 2（2020）年 8 月に泉大津市に住む、身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者を対象に、18 歳以上の方を 967 人、18 歳未満の方を 187 人無作為抽出し、実施しました。

③ヒアリング調査の実施

令和 2（2020）年 8 月に障がい者団体（6 団体）及び障がい福祉サービス事業者（26 事業所）を対象に、アンケート調査を実施しました。

④パブリックコメントの実施

令和 2（2020）年 12 月 25 日から令和 3（2021）年 1 月 22 日に、市のホームページや市公共施設を活用して実施しました。

第2章 福祉サービスの実績評価と課題

1 障がい者を取りまく現状

(1) 障がい者（手帳所持者）数の推移

人口全体に占める各障がい者の比率の推移を平成 28(2016)年から令和 2(2020)年の 5 年間でみると、障がいの種別を問わず増加していることがわかります。療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者は 2 割以上増加しています。令和 2(2020)年 3 月現在、総人口に占める障がい者の割合は、大阪府全体と比べ低くなっています。

【障がい者数（手帳所持者）の推移】

年次	人口	総数	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳
平成 28 年 (2016)	75,597 人	4,188 人	3,109 人	626 人	453 人
	100.0%	5.5%	4.1%	0.8%	0.6%
平成 29 年 (2017)	75,289 人	4,349 人	3,188 人	664 人	497 人
	100.0%	5.8%	4.2%	0.9%	0.7%
平成 30 年 (2018)	75,191 人	4,465 人	3,212 人	701 人	552 人
	100.0%	5.9%	4.3%	0.9%	0.7%
令和元年 (2019)	74,759 人	4,561 人	3,222 人	735 人	604 人
	100.0%	6.1%	4.3%	1.0%	0.8%
令和 2 年 (2020)	74,490 人	4,689 人	3,272 人	767 人	650 人
	100.0%	6.3%	4.4%	1.0%	0.9%

注：人口は各年 3 月 1 日現在の住民基本台帳人口

【参考】令和 2(2020)年 3 月 31 日現在の大阪府障がい者数（手帳所持者）

年次	人口	総数	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳
令和 2 年 (2020)	8,820,577 人	574,173 人	385,134 人	88,930 人	100,109 人
	100.0%	6.5%	4.4%	1.0%	1.1%

注：人口は 3 月 1 日現在の住民基本台帳人口

令和2（2020）年3月現在、身体障がい者の障がい部位別手帳所持者数は、「肢体不自由」が最も多く1,873人（57.2%）となっており、次いで「内部障がい」が940人（28.7%）となっています。この5年間は、障がい部位別手帳所持者数の割合に大きな変化はみられません。

【身体障がい者・障がい部位別手帳所持者数】

年次		視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部	計
平成28年 (2016)	手帳所持者数	175人	207人	35人	1,835人	857人	3,109人
	構成比	5.6%	6.7%	1.1%	59.0%	27.6%	100.0%
平成29年 (2017)	手帳所持者数	178人	219人	36人	1,871人	884人	3,188人
	構成比	5.6%	6.9%	1.1%	58.7%	27.7%	100.0%
平成30年 (2018)	手帳所持者数	178人	230人	35人	1,866人	903人	3,212人
	構成比	5.5%	7.2%	1.1%	58.1%	28.1%	100.0%
令和元年 (2019)	手帳所持者数	180人	241人	35人	1,843人	923人	3,222人
	構成比	5.6%	7.5%	1.1%	57.2%	28.6%	100.0%
令和2年 (2020)	手帳所持者数	175人	248人	36人	1,873人	940人	3,272人
	構成比	5.3%	7.6%	1.1%	57.2%	28.7%	100.0%

注：人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口

令和2（2020）年3月現在、身体障がい者の等級は、「1級」が最も多く920人（28.1%）となっています。次いで「4級」が912人（27.9%）となっています。「3級」の手帳所持者数が減少傾向となっています。

【身体障がい者・障がい等級別手帳所持者数】

年次		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成28年 (2016)	手帳所持者数	871人	499人	489人	902人	187人	161人	3,109人
	構成比	28.0%	16.1%	15.7%	29.0%	6.0%	5.2%	100.0%
平成29年 (2017)	手帳所持者数	890人	506人	494人	927人	199人	172人	3,188人
	構成比	27.9%	15.9%	15.5%	29.1%	6.2%	5.4%	100.0%
平成30年 (2018)	手帳所持者数	889人	515人	497人	916人	210人	185人	3,212人
	構成比	27.7%	16.0%	15.5%	28.5%	6.5%	5.8%	100.0%
令和元年 (2019)	手帳所持者数	895人	511人	492人	907人	221人	196人	3,222人
	構成比	27.8%	15.9%	15.3%	28.2%	6.9%	6.1%	100.0%
令和2年 (2020)	手帳所持者数	920人	506人	487人	912人	238人	209人	3,272人
	構成比	28.1%	15.5%	14.9%	27.9%	7.3%	6.4%	100.0%

注：人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口

令和2（2020）年3月現在、知的障がい者についてみると、「A」が最も多く 300 人（39.1%）となっており、次いで「B2」が292人（38.1%）となっています。

「A」と「B1」の割合が減少傾向で、「B2」の割合が増加傾向となっています。

【知的障がい者・障がい程度別手帳所持者数】

年次		A	B1	B2	計
平成28年 (2016)	手帳所持者数	269人	154人	203人	626人
	構成比	43.0%	24.6%	32.4%	100.0%
平成29年 (2017)	手帳所持者数	275人	157人	232人	664人
	構成比	41.4%	23.6%	34.9%	100.0%
平成30年 (2018)	手帳所持者数	279人	173人	249人	701人
	構成比	39.8%	24.7%	35.5%	100.0%
令和元年 (2019)	手帳所持者数	290人	171人	274人	735人
	構成比	39.5%	23.3%	37.3%	100.0%
令和2年 (2020)	手帳所持者数	300人	175人	292人	767人
	構成比	39.1%	22.8%	38.1%	100.0%

注：人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口

令和2（2020）年3月現在、精神障がい者についてみると、「2級」が最も多く 401 人（61.7%）となっており、次いで「3級」が222人（34.2%）となっています。

「1級」の割合が減少傾向となっています。

【精神障がい者・障がい等級別手帳所持者数】

年次		1級	2級	3級	計
平成28年 (2016)	手帳所持者数	30人	280人	143人	453人
	構成比	6.6%	61.8%	31.6%	100.0%
平成29年 (2017)	手帳所持者数	27人	306人	164人	497人
	構成比	5.4%	61.6%	33.0%	100.0%
平成30年 (2018)	手帳所持者数	30人	336人	186人	552人
	構成比	5.4%	60.9%	33.7%	100.0%
令和元年 (2019)	手帳所持者数	25人	366人	213人	604人
	構成比	4.1%	60.6%	35.3%	100.0%
令和2年 (2020)	手帳所持者数	27人	401人	222人	650人
	構成比	4.2%	61.7%	34.2%	100.0%

注：人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口

令和2（2020）年3月現在、身体障がい者のうち「65歳以上」が最も多く2,461人（75.2%）となっており、次いで「18歳～64歳」が761人（23.3%）となっています。また、「65歳以上」の割合が増加傾向となっています。

【身体障がい者・年齢階層別手帳所持者数】

年次		18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
平成28年 (2016)	手帳所持者数	61人	778人	2,270人	3,109人
	構成比	2.0%	25.0%	73.0%	100.0%
平成29年 (2017)	手帳所持者数	63人	773人	2,352人	3,188人
	構成比	2.0%	24.2%	73.8%	100.0%
平成30年 (2018)	手帳所持者数	57人	753人	2,402人	3,212人
	構成比	1.8%	23.4%	74.8%	100.0%
令和元年 (2019)	手帳所持者数	50人	710人	2,462人	3,222人
	構成比	1.6%	22.0%	76.4%	100.0%
令和2年 (2020)	手帳所持者数	50人	761人	2,461人	3,272人
	構成比	1.5%	23.3%	75.2%	100.0%

注：人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口

令和2（2020）年3月現在、知的障がい者については、「18～64歳」が507人（66.1%）と最も多く、次いで「18歳未満」が222人（28.9%）となっています。身体障がい者手帳所持者や精神障がい者保健福祉手帳所持者と比べて「18歳未満」の割合が多いのが特徴です。

【知的障がい者・年齢階層別手帳所持者数】

年次		18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
平成28年 (2016)	手帳所持者数	188人	409人	29人	626人
	構成比	30.0%	65.3%	4.6%	100.0%
平成29年 (2017)	手帳所持者数	197人	436人	31人	664人
	構成比	29.7%	65.7%	4.7%	100.0%
平成30年 (2018)	手帳所持者数	210人	456人	35人	701人
	構成比	30.0%	65.0%	5.0%	100.0%
令和元年 (2019)	手帳所持者数	222人	475人	38人	735人
	構成比	30.2%	64.6%	5.2%	100.0%
令和2年 (2020)	手帳所持者数	222人	507人	38人	767人
	構成比	28.9%	66.1%	5.0%	100.0%

注：人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口

令和2（2020）年3月現在、精神障がいについては、「18歳～64歳」が505人（77.7%）と最も多く、次いで「65歳以上」が88人（13.5%）となっています。「18歳～64歳」は、毎年手帳所持者数が大きく増加しています。

【精神障がい者・年齢階層別手帳所持者数】

年次		18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
平成28年 (2016)	手帳所持者数	32人	344人	77人	453人
	構成比	7.1%	75.9%	17.0%	100.0%
平成29年 (2017)	手帳所持者数	44人	380人	73人	497人
	構成比	8.9%	76.5%	14.7%	100.0%
平成30年 (2018)	手帳所持者数	50人	425人	77人	552人
	構成比	9.1%	77.0%	13.9%	100.0%
令和元年 (2019)	手帳所持者数	57人	460人	87人	604人
	構成比	9.4%	76.2%	14.4%	100.0%
令和2年 (2020)	手帳所持者数	57人	505人	88人	650人
	構成比	8.8%	77.7%	13.5%	100.0%

注：人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口

令和2（2020）年7月末現在、重複障がいについては、身体障がい者手帳と療育手帳のいずれも所持している人は、「1級」でかつ「A」が最も多く45人、次いで「2級」でかつ「A」が21人となっています。

【重複（身体・知的）障がいの人数】

身体障がい者手帳の等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
知的障がい	A	45人	21人	17人	9人	5人	3人	100人
	B1	2人	2人	2人	1人	3人	0人	10人
	B2	2人	6人	2人	0人	1人	2人	13人
								123人

注：令和2年7月末時点の数値

令和2（2020）年7月末現在、障がい支援区分の認定状況についてみると、「身体障がい」については「区分6」が最も多く66人、次いで「区分3」が35人となっています。「知的障がい」では「区分4」、「精神障がい」では「区分2」が最も多くなっています。

【障がい支援区分の認定状況（重複あり）】

区分	身体障がい	知的障がい	精神障がい
1	5人	10人	8人
2	13人	49人	61人
3	35人	34人	39人
4	28人	62人	10人
5	20人	36人	4人
6	66人	26人	2人
計	167人	217人	124人

注：令和2年7月末時点の数値

(2) 就労状況の推移

就労については、大阪府の就労人数調査によると、福祉施設から一般就労への移行人数は、平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度までの 5 年間で計 63 人となっており、令和元 (2019) 年度が最も多く 20 人、次いで平成 30 (2018) 年度が 17 人となっています。

【福祉施設から一般就労への移行人数】

年次	事業所の所在地	人数	計
平成 27 年度 (2015)	泉大津市	2 人	5 人
	他市	3 人	
平成 28 年度 (2016)	泉大津市	7 人	12 人
	他市	5 人	
平成 29 年度 (2017)	泉大津市	5 人	9 人
	他市	4 人	
平成 30 年度 (2018)	泉大津市	11 人	17 人
	他市	6 人	
令和元年度 (2019)	泉大津市	5 人	20 人
	他市	15 人	

資料：就労人数調査（大阪府）

(3) 市内福祉サービスの基盤整備の現況

①障がい福祉サービス

令和 2 (2020) 年 9 月時点で、本市には障がい福祉サービスを提供する事業所が訪問系が 26 事業所、短期入所が 6 事業所、日中活動系が 29 事業所、居住系が 7 事業所、相談支援が 12 事業所あります。

【市内の障がい福祉サービス】

年次		訪問系	日中活動系		居住系	相談支援
			短期入所	訓練系 就労系含む	施設系含む	計画相談 地域移行支援 地域定着支援
平成 29 年度 (2017)	法人数	22 事業所	2 事業所	15 事業所	4 事業所	9 事業所
	定員数			400 人	75 人	
平成 30 年度 (2018)	法人数	25 事業所	4 事業所	25 事業所	5 事業所	13 事業所
	定員数			360 人	87 人	
令和元年度 (2019)	法人数	25 事業所	5 事業所	28 事業所	7 事業所	12 事業所
	定員数			410 人	99	
令和2年度 (2020)	法人数	26 事業所	6 事業所	29 事業所	7 事業所	12 事業所
	定員数			398 人	106	

注：令和 2 (2020) 年度は 9 月時点の数値

障がい福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

訪問系	介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	者	児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護	者		重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
		同行援護	者	児	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護	者	児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障がい者等包括支援	者	児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
日中活動系		短期入所(ショートステイ)	者	児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護	者		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
		生活介護	者		常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系		施設入所支援	者		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住系		自立生活援助	者		一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		共同生活援助(グループホーム)	者		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	者		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練(生活訓練)	者		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援	者		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(A型)	者		一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(B型)	者		一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援	者		一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

注：表中の「者」は「障がい者」、「児」は「障がい児」であり、利用できるサービスマークを付しています

注：泉大津市内において、施設入所支援、療養介護のサービス提供事業所はありません

②地域活動支援センター

令和2（2020）年9月時点で、本市の地域活動支援センターは、Ⅱ型が1か所、Ⅲ型が1か所あります。この5年間で増減はありません。

【市内の地域活動支援センター】

年次	I型	Ⅱ型	Ⅲ型
平成28年度 (2016)	0か所	1か所	1か所
平成29年度 (2017)	0か所	1か所	1か所
平成30年度 (2018)	0か所	1か所	1か所
令和元年度 (2019)	0か所	1か所	1か所
令和2年度 (2020)	0か所	1か所	1か所

注：令和2（2020）年度は9月時点の数値

③障がい児通所支援サービス

令和2（2020）年9月時点で、本市の障がい児通所支援サービスは、児童発達支援事業所が10か所、放課後等デイサービス事業所が14か所となっており、定員数は155人です。この5年間で事業所数、定員数ともに増加しています。

【市内の障がい児通所支援サービス】

年次		児童発達	放課後等デイサービス
平成28年度 (2016)	事業所数	5か所	9か所
	定員数	90人	
平成29年度 (2017)	事業所数	6か所	11か所
	定員数	110人	
平成30年度 (2018)	事業所数	8か所	13か所
	定員数	130人	
令和元年度 (2019)	事業所数	9か所	15か所
	定員数	150人	
令和2年度 (2020)	事業所数	10か所	14か所
	定員数	155人	

注：令和2（2020）年度は9月時点の数

2 成果目標の実績評価と課題

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

<国の基本指針及び大阪府における第5期計画成果目標設定の基本的な考え方>

○令和2（2020）年度末における施設入所者の地域生活への移行者数は、平成28（2016）年度末の施設入所者数の9%以上を地域生活に移行すること。

○令和2（2020）年度末における施設入所者数は、平成28（2016）年度末の施設入所者数の2%以上を削減すること。

<第5期計画における成果目標と実績>

令和2（2020）年度末における施設入所者の地域生活移行者数の目標を5人（10.9%）と設定したのに対して、実績では7人（15.2%）となり、目標を2人（4.3%）上回りました。施設入所者の削減数は、目標の1人（2.2%）に対して4人（8.7%）となり、目標を3人（6.5%）上回り目標を達成しました。

項目		数値	備考
平成28(2016)年度末の入所者数(A)		46人	
第5期目標値	令和2(2020)年度末の入所者数	45人	
	令和2(2020)年度末の地域生活移行者数(B)(B/A%)	5人 (10.9%)	国・府指針:平成28年度末施設入所者数(A)の9%以上
	施設入所者の削減(C)(C/A%)	1人 (△2.2%)	国・府指針:平成28年度末施設入所者数(A)から2%以上の削減
第5期実績値	令和2(2020)年度末の入所者数	42人	
	令和2(2020)年度末の地域生活移行者数(B)(B/A%)	7人 (15.2%)	
	施設入所者の削減(C)(C/A%)	4人 (8.7%)	

注：平成28年度末施設入所者数は年齢超過分を除く。令和2年度は4月～9月の実績による見込み

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<第5期計画における成果目標の設定>

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和2（2020）年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けます。

<第5期計画における成果目標の実績>

令和2（2020）年度に、保健、医療、福祉関係者による「市町村単位の協議の場」を本市及び近隣各市町の圏域にて設置しました。

(3) 障がい者の地域生活への支援

<第5期計画における成果目標の設定>

目 標	目 標 値
地域生活支援拠点等の整備	1か所

<第5期計画における成果目標の実績>

第5期計画中の地域生活支援拠点の整備が困難となっており、引き続き第6期計画期間中の令和5（2023）年度の整備を目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

<国の基本指針及び大阪府における第5期計画成果目標設定の基本的な考え方>

- 令和2（2020）年度中における福祉施設から一般就労への移行者数を、平成28（2016）年度末の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすること。
- 令和2（2020）年度末における就労移行支援事業の利用者数について、平成28（2016）年度末における利用者数の1.2倍以上増加させること。
- 令和2（2020）年度末における事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること。
- 就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とすること。
- 大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標額を踏まえた10,315円以上を設定する。

■福祉施設から一般就労への移行者数

<第5期計画における成果目標と実績>

第5期計画では、目標設定の基準値とする平成28（2016）年度の実績値が、前年と比べて突出して高かったため、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度の平均値を目標設定の基準値としました。国の指針で示された目標設定係数1.5倍の14人を目標としましたが、実績では15人となり目標を達成しました。

項 目	数 値	備 考
平成26(2014)～平成28(2016)年度の一般就労移行者数の平均(A)	9.33人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
第5期目標値 令和2年度の一般就労移行者数(B)(B/A)	14人 (1.5倍)	国指針：平成28年度において福祉施設から一般就労に移行した者の数の1.5倍以上(B/A) 府指針：府が設定した府全体の目標値を市町村ごとに按分した数値以上(1.3倍以上)(B/A)
第5期実績値 平成29(2017)～令和元(2019)年度の一般就労移行者数の平均(B)(B/A)	15人 (1.6倍)	大阪府調べ

■就労移行支援事業利用者数

＜第5期計画における成果目標と実績＞

令和2（2020）年度の目標の20人（1.2倍）に対して、令和元（2019）年度の実績が20人（1.2倍）となり、目標を達成しました。

項目		数値	備考
平成28(2016)年度末の就労移行支援事業利用者数(A)		16人	平成28年度において就労移行支援事業を利用した者の数
第5期目標値	令和2(2020)年度の就労移行支援事業利用者数(B)(B/A)	20人 (1.2倍)	国・府指針:平成28年度末における就労移行支援事業利用者数の1.2倍以上(B/A)
第5期実績値	令和元(2019)年度の就労移行支援事業利用者数(B)(B/A)	20人 (1.2倍)	

■就労移行率 30%以上の就労移行支援事業所の割合

＜第5期計画における成果目標と実績＞

令和2（2020）年度の目標の5割に対して、令和元（2019）年度の実績が2.5割で目標に達していません。

項目		数値	備考
第5期目標値	令和2(2020)年度末までに就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割	国・府指針:令和2年度末における就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上
第5期実績値	令和元(2019)年度末までに就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	2.5割	

■就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率

＜第5期計画における成果目標と実績＞

目標の8割に対して、令和元（2019）年度の実績は10割となっており、目標を達成しました。

項目		数値	備考
第5期目標値	各年度における就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率	8割	国・府指針：各年度における就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率が8割以上
第5期実績値	令和元（2019）年度における就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率	10割	

■就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額（月額）

＜第5期計画における成果目標と実績＞

就労継続支援（B型）の工賃平均額は上昇傾向にはありますが、令和元（2019）年度は8,722円で、令和2（2020）年度に10,315円の目標達成は厳しい状況です。

実績						第5期計画目標
平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度目標値 (2020)
6,300円	7,312円	6,848円	7,476円	7,774円	8,722円	10,315円

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

＜第1期障がい児福祉計画における成果目標と実績＞

児童発達支援センターと保育所等訪問支援については、実施できていません。主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービスはそれぞれ1か所整備できています。また、平成30（2018）年度に医療的ケア児支援のための協議の場を本市及び近隣各市町の圏域にて設置し、目標を達成しました。

項目	令和元（2019）年度末 実績	令和2（2020）年度末 目標値
児童発達支援センターの設置	0か所	1か所
保育所等訪問支援の充実	0か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	1か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1か所	1か所
医療的ケア児支援のための協議の場	1か所	1か所

3 障がい福祉サービスの実績評価と課題

(1) 自立支援給付

①訪問系サービス

令和2(2020)年度までの訪問系サービスの利用実績は、全体的に利用者数(人/月)、月平均当たりの利用時間総数(時間/月)ともに見込量に達しない状況となっておりますが、知的障がい、精神障がいのある人の居宅介護の利用者数は増加しました。

【月当たりの訪問系サービスの利用状況】

		年度	人/月				時間/月			
			H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
居宅介護	身体	見込量	130	78	80	82	2,420	1,942	1,992	2,042
		実績値	75	75	75	71	1,946	1,920	1,976	1,938
	知的	見込量	35	25	27	29	455	373	402	432
		実績値	23	30	36	37	225	270	291	345
	障がい児	見込量	9	9	10	11	90	184	204	224
		実績値	7	3	4	3	146	103	106	71
	精神	見込量	64	55	55	55	1,310	1,276	1,276	1,276
		実績値	58	68	77	82	1,292	1,270	1,328	1,229
	合計	見込量	238	167	172	177	4,275	3,775	3,874	3,974
		実績値	163	176	192	193	3,609	3,563	3,701	3,583
重度訪問介護	身体	見込量	13	9	10	11	2,275	1,970	2,189	2,408
		実績値	8	9	11	8	1,952	2,296	2,683	2,560
	知的	見込量	1	0	1	1	175	0	175	175
		実績値	0	0	0	0	0	0	0	0
	精神	見込量	1	1	1	1	175	175	175	175
		実績値	0	1	0	0	0	32	0	0
	合計	見込量	15	10	12	13	2,625	2,145	2,539	2,758
		実績値	8	10	11	8	1,952	2,328	2,683	2,560
同行援護	身体	見込量	40	32	35	39	370	534	585	651
		実績値	29	30	28	24	533	556	513	432
	障がい児	見込量	0	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	1	1	1	0	10	21	14
	合計	見込量	40	32	35	39	370	534	585	651
		実績値	29	31	29	25	533	566	534	446
行動援護	知的	見込量	1	6	7	8	40	69	81	92
		実績値	3	3	4	3	48	53	82	77
	障がい児	見込量	2	3	4	4	16	18	24	24
		実績値	2	1	1	1	6	12	1	17
	精神	見込量	1	1	1	1	40	40	40	40
		実績値	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	見込量	4	10	12	13	96	127	145	156
		実績値	5	4	5	4	54	65	83	94
重度障がい者 等包括支援	合計	見込量	0	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0	0	0

注：令和2(2020)年度は8月までの実績値

②短期入所サービス

身体障がい者の利用実績は利用者数（人/月）及び月平均当たりの利用日数（泊数）総数（人日分/月）ともに減少していますが、障がい児ではともに増加しました。

見込量との比較では全体的に利用者数、利用日数（泊数）総数ともに見込量を下回りました。

【月当たりの短期入所サービスの利用状況】

		年度	人/月				人日分/月			
			H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
短期入所	身体	見込量	14	11	12	13	71	85	92	100
		実績値	12	8	7	5	103	82	64	57
	知的	見込量	35	29	31	33	176	203	217	231
		実績値	29	25	30	23	234	199	209	164
	障がい児	見込量	6	2	2	2	28	14	14	14
		実績値	1	3	4	7	4	12	19	47
	精神	見込量	0	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	1	1	1	0	2	4	2
	合計	見込量	55	42	45	48	275	302	323	345
		実績値	42	37	42	36	341	295	296	270

注：令和2（2020）年度は8月までの実績値

③日中活動系サービス

令和元（2019）年度までの日中活動系サービスの利用実績は、全体的に自立訓練を除き利用者数（人/月）、利用日数（泊数）総数（人日分/月）ともに増加しました。

見込量との比較では、年度によってばらつきが生じています。

【月当たりの日中活動系サービスの利用状況】

		年度	人/月				人日分/月			
			H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
生活介護	身体	見込量	60	40	40	40	1,170	800	800	800
		実績値	37	38	41	44	746	772	795	812
	知的	見込量	81	70	72	74	1,540	1,407	1,447	1,487
		実績値	66	71	80	85	1,355	1,456	1,641	1,694
	精神	見込量	0	2	2	3	0	40	40	60
		実績値	1	2	3	2	10	34	42	11
	合計	見込量	141	112	114	117	2,710	2,247	2,287	2,347
		実績値	104	111	124	131	2,111	2,262	2,478	2,517
自立訓練 (機能・生活)	身体	見込量	2	1	1	1	30	20	20	20
		実績値	1	1	0	0	20	5	0	0
	知的	見込量	15	3	3	4	160	45	45	60
		実績値	3	0	3	1	38	0	29	20
	精神	見込量	20	20	23	26	230	300	345	390
		実績値	16	10	10	7	249	112	126	111
	合計	見込量	37	24	27	31	420	365	410	470
		実績値	20	11	13	8	307	117	155	131

【月当たりの日中活動系サービスの利用状況のつづき】

		年度	人/月				人日分/月			
			H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
就労移行 支援	身体	見込量	8	2	3	3	200	30	44	44
		実績値	3	1	2	2	44	26	28	27
	知的	見込量	30	11	12	13	400	221	241	261
		実績値	9	8	6	11	167	137	118	217
	精神	見込量	6	4	4	4	16	58	58	58
		実績値	0	11	12	10	0	174	177	129
	合計	見込量	44	17	19	20	616	309	343	363
		実績値	12	20	20	23	211	337	323	373
就労継続 支援 (A型)	身体	見込量	0	4	5	6	0	52	65	78
		実績値	5	8	7	5	87	138	119	90
	知的	見込量	12	12	13	14	230	232	251	270
		実績値	16	18	15	13	286	313	280	219
	精神	見込量	4	20	22	24	80	350	385	420
		実績値	19	20	21	17	286	340	349	241
	合計	見込量	16	36	40	44	310	634	701	768
		実績値	40	46	43	35	659	791	748	550
就労継続 支援 (B型)	身体	見込量	29	15	15	15	560	264	264	264
		実績値	14	14	19	22	235	242	317	356
	知的	見込量	120	105	110	115	2,140	2,006	2,101	2,197
		実績値	99	100	104	103	1,948	1,934	1,961	1,749
	精神	見込量	45	37	41	45	500	644	713	783
		実績値	33	43	57	60	548	649	837	896
	合計	見込量	194	157	166	175	3,200	2,914	3,078	3,244
		実績値	146	157	180	185	2,731	2,825	3,115	3,001
療養介護	合計	見込量	7	9	9	10				
		実績値	8	9	9	10				

注：令和2（2020）年度は8月までの実績値

④居住系サービス

令和2（2020）年度までの居住系サービスの利用実績は、共同生活援助（グループホーム）の利用者数は増加し、施設入所支援は平成29（2017）年度から平成30（2018）年度で減少しました。

見込量との比較では、共同生活援助・施設入所支援ともおおむね同程度となりました。

【月当たりの居住系サービスの利用状況】

		年度	人/月			
			H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
共同生活援助	身体	見込量	5	3	3	4
		実績値	2	3	3	4
	知的	見込量	62	55	58	61
		実績値	53	47	52	56
	精神	見込量	5	7	9	10
		実績値	6	11	15	18
	合計	見込量	72	65	70	75
		実績値	61	61	70	78
施設入所支援	身体	見込量	28	21	21	21
		実績値	22	18	17	17
	知的	見込量	22	23	22	22
		実績値	22	23	23	23
	精神	見込量	1	2	2	2
		実績値	2	1	2	2
	合計	見込量	51	46	45	45
		実績値	46	42	42	42

注：令和2（2020）年度は8月までの実績値

(2) 相談支援

令和2（2020）年度までの相談支援の利用実績は、計画相談支援利用者数は障がい児を除いて増加しています。地域移行支援、地域定着支援の利用はありませんでした。見込量との比較では、計画相談支援はおおむね見込量と同程度となりました。

【相談支援の利用状況】

			人/月				
			年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
計画相談支援	身体	見込量	31	26	29	32	
		実績値	20	23	25	26	
	知的	見込量	34	46	54	62	
		実績値	36	46	51	59	
	障がい児	見込量	6	2	3	4	
		実績値	1	0	0	0	
	精神	見込量	17	35	40	45	
		実績値	29	34	43	68	
	合計	見込量	88	109	126	143	
		実績値	86	103	119	153	
地域移行支援	身体	見込量	1	0.00	0.00	0.00	
		実績値	0	0.00	0.00	0.00	
	知的	見込量	2	0.25	0.50	0.50	
		実績値	0	0.00	0.00	0.00	
	精神	見込量	3	0.75	0.75	0.75	
		実績値	0	0.00	0.00	0.00	
	合計	見込量	6	1.00	2.00	2.00	
		実績値	0	0.00	0.00	0.00	
	地域定着支援	身体	見込量	1	0.00	0.00	0.00
			実績値	0	0.00	0.00	0.00
知的		見込量	2	0.25	0.50	0.50	
		実績値	0	0.00	0.00	0.00	
精神		見込量	3	0.75	0.75	0.75	
		実績値	0	0.00	0.00	0.00	
合計		見込量	6	1.00	2.00	2.00	
		実績値	0	0.00	0.00	0.00	

注：令和2（2020）年度は8月までの実績値

(3) 障がい児支援サービスの実績評価と課題

①障がい児支援サービス

令和2（2020）年度までの障がい児支援サービスの利用実績は、利用者数（人/月）、訪問見込数（※回数/月）及び利用日数総数（人日分/月）とともに児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援で増加しています。一方、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援では利用者数は横ばいとなりました。

見込量との比較では、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援は見込量を下回りましたが、児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用者数、利用日数ともに見込量を上回りました。

【月当たりの障がい児支援サービスの利用状況】

	年度	人/月(※回数/月)				人日分/月			
		H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
児童発達支援	見込量	65	50	54	58	1,040	470	508	545
	実績値	46	66	81	89	501	619	705	910
医療型 児童発達支援	見込量	2	2	2	2	30	31	31	31
	実績値	1	1	1	0	13	16	16	0
放課後等 デイサービス	見込量	95	175	187	199	950	1,733	1,851	1,970
	実績値	157	237	283	279	1,617	2,251	2,774	2,833
保育所等 訪問支援	見込量※	8	2	3	4				
	実績値※	1	2	1	1				
居宅訪問型児童 発達支援	見込量※		2	4	6				
	実績値※		0	0	0				
障がい児 相談支援	見込量※	15	30	40	50				
	実績値※	23	35	40	58				
医療的ケア時に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネータ ーの配置	見込量※		0	1	1				
	実績値※		0	1	1				

注：令和2（2020）年度は8月までの実績値

(4) 地域生活支援事業の実績評価と課題

①相談支援事業等

令和元（2019）年度までの相談支援事業等の利用実績は、全ての事業で見込量と同程度となりました。

【年間の相談支援事業等の利用状況と有無等】

	年度	見込量				実績値			
		H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	2	3	0	2	2	0

注：令和2（2020）年度は9月までの実績値

②意思疎通支援事業

令和元（2019）年度までの意思疎通支援事業の利用実績は、全ての事業で見込量を下回りました。

【年間の意思疎通支援事業等の活動状況】

	見込量(件/年)(※人/年)				実績値(件/年)(※人/年)			
	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
手話通訳者派遣事業	23	41	46	51	9	13	30	5
要約筆記者派遣事業	8	2	4	6	1	0	0	0
手話通訳者設置事業※	0				0			
手話奉仕員養成研修事業※	20	16	18	20	14	7	8	—

注：令和2（2020）年度は9月までの実績値

③日常生活用具給付等事業

令和元（2019）年度までの日常生活用具給付等事業等の利用実績は、居宅生活動作補助用具以外は利用件数が増加していますが、見込量は下回りました。

【年間の日常生活用具給付等事業の利用状況】

	見込量(件/年)				実績値(件/年)			
	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
介護・訓練支援用具	5	7	7	7	2	3	3	0
自立生活支援用具	25	20	20	20	9	11	22	10
在宅療養等支援用具	20	15	15	15	3	5	17	5
情報・意思疎通支援用具	14	14	16	18	5	6	18	11
排泄管理支援用具	1,300	1,300	1,300	1,300	546	1,246	1395	542
居宅生活動作補助用具		1	1	1		2	1	0

注：令和2（2020）年度は8月までの実績値

④移動支援事業

令和2（2020）年度までの移動支援事業の利用実績は、全体的に増加しており、特に知的障がい、精神障がいのある人の利用が増加していますが、見込量との比較では全体的に利用者数、利用時間ともに見込量を下回りました。

【年間の移動支援事業の利用状況】

	年度	人/年				時間/年				
		H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	
移動支援事業	身体	見込量	40	25	25	25	6,240	5,764	5,764	5,764
		実績値	21	23	23	20	2,256	4,907	4,798	1,743
	知的	見込量	76	108	117	127	13,680	18,533	20,077	21,793
		実績値	86	108	106	69	7,401	15,730	15,398	4,316
	障がい児	見込量	40	25	28	31	4,320	3,438	3,850	4,263
		実績値	17	15	11	1	867	1,149	858	102
	精神	見込量	20	23	25	27	3,120	4,899	5,325	5,751
		実績値	21	23	31	24	2,008	4,425	4,763	2,061
	合計	見込量	176	181	195	210	27,360	32,634	35,016	37,571
		実績値	145	169	171	114	12,531	26,211	25,817	8,222

注：令和2（2020）年度は8月までの実績値

⑤地域活動支援センター

令和元（2019）年度までの地域活動支援センターの利用実績は、見込量を下回りました。

【地域活動支援センターの箇所数及び年間の利用状況】

	年度	見込量				実績値			
		H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
地域活動支援センター	箇所	2	2	2	2	2	2	2	2
	人/年	25	43	45	48	31	36	25	6

注：令和2（2020）年度は8月までの実績値

4 市民アンケート調査による意向の把握

(1) 市民アンケート調査の実施概要

○調査期間：令和2（2020）年8月7日～31日

○下記の区分で身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持つ方にアンケートを配布しました。なお、本人の回答が難しい場合は、保護者や介助者による回答をお願いしており、保護者や介助者からの判断による意向等が含まれています。

調査対象	配布数	有効回収数	回答率
無作為で抽出した各種手帳を所持する18歳以上の市民（障がい者）及び18歳未満の児童（障がい児）	1,154件	445件	38.6%

(2) 市民アンケート調査結果の概要と課題

①住まいや暮らしについて

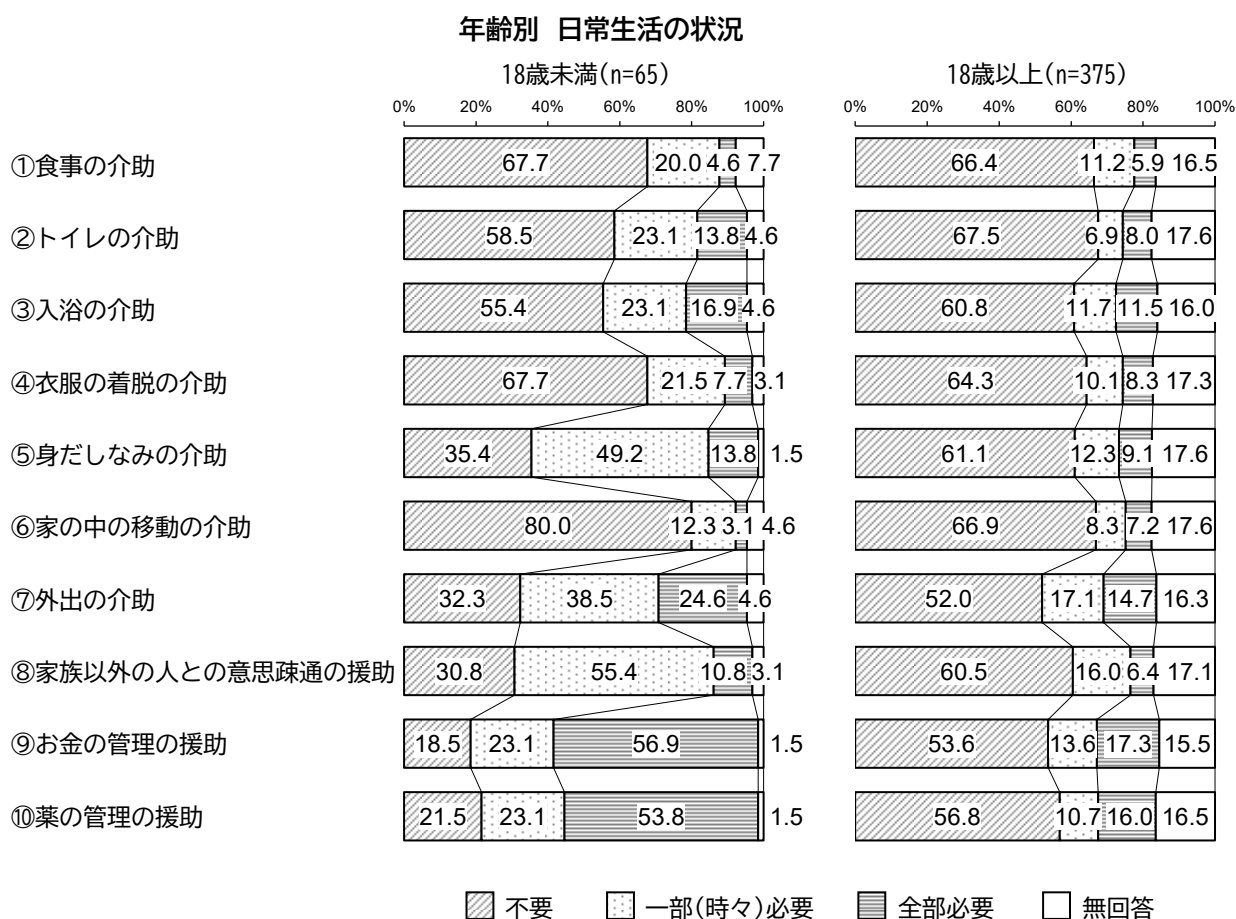
<現在の暮らし方>

○現在は「家族と暮らしている」が78.4%となっており、同居家族は、障がい児では、父母が90%以上、障がい者では、「配偶者（夫・妻）」が58.2%と最も多くなっています。

<日常生活に必要な支援>

○障がい児では、「お金の管理の援助」と「薬の管理の援助」が「全部必要」が多く50%を超えており、「一部（時々）必要」を合わせると80%近くを占めています。

○障がい者では、「外出の介助」と「お金の管理の援助」が「全部必要」と「一部（時々）必要」を合わせると約30%と多くなっています。



＜主な介助者の状況＞

○障がい児、障がい者とも「父母・祖父母・兄弟姉妹」が最も多く、それぞれ 98.3%、37.2%となっており、次いで、障がい者では、「ホームヘルパーや施設の職員」「配偶者（夫または妻）」「子ども」がいずれも 20%台となっています。

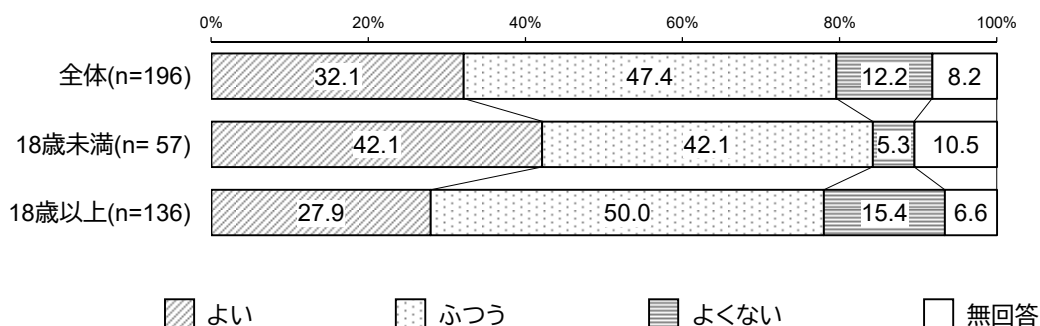
○年齢は、障がい児では、「40～49 歳」が 36.8%で最も多く、障がい者では、「50～59 歳」が 27.2%で最も多く、次いで、障がい者は 70 歳代、60 歳代が 20%台となっています。

○性別は、「女」が 75.5%、「男」が 21.9%で、健康状態は、「ふつう」が 47.4%で最も多くなっています。

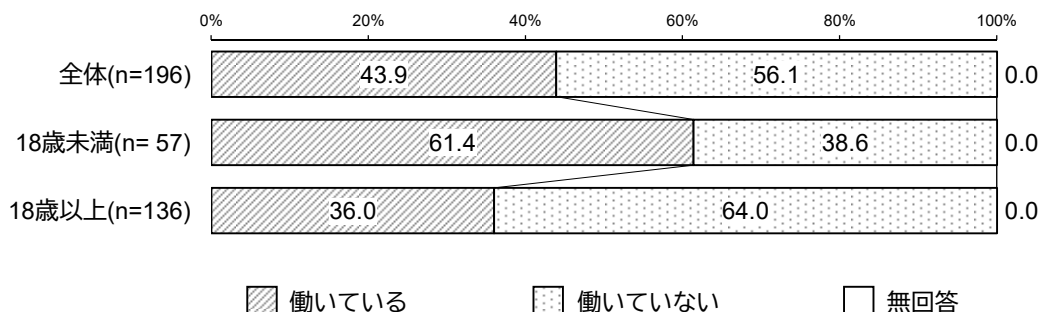
○就労状況は、障がい児では、「働いている」が 61.4%、障がい者では、「働いていない」が 64.0%となっています。

○主な介助者が一時的に介助できなくなった場合の対応は、障がい児では、「家族・親せき」が 80.7%となっています。障がい者では、「家族・親せき」（48.5%）に次いで、「ショートステイを利用する」と「ホームヘルパー」が 26.5%となっています。

主な介助者の健康状態



主な介助者の就労状態



②日中の過ごし方や就労について

＜平日日中の過ごし方＞

○障がい児では、「一般の高校、小中学校に通っている」が 55.4%で最も多く、障がい者では、「自宅で過ごしている」が 45.9%で最も多くなっています。

＜勤務形態＞

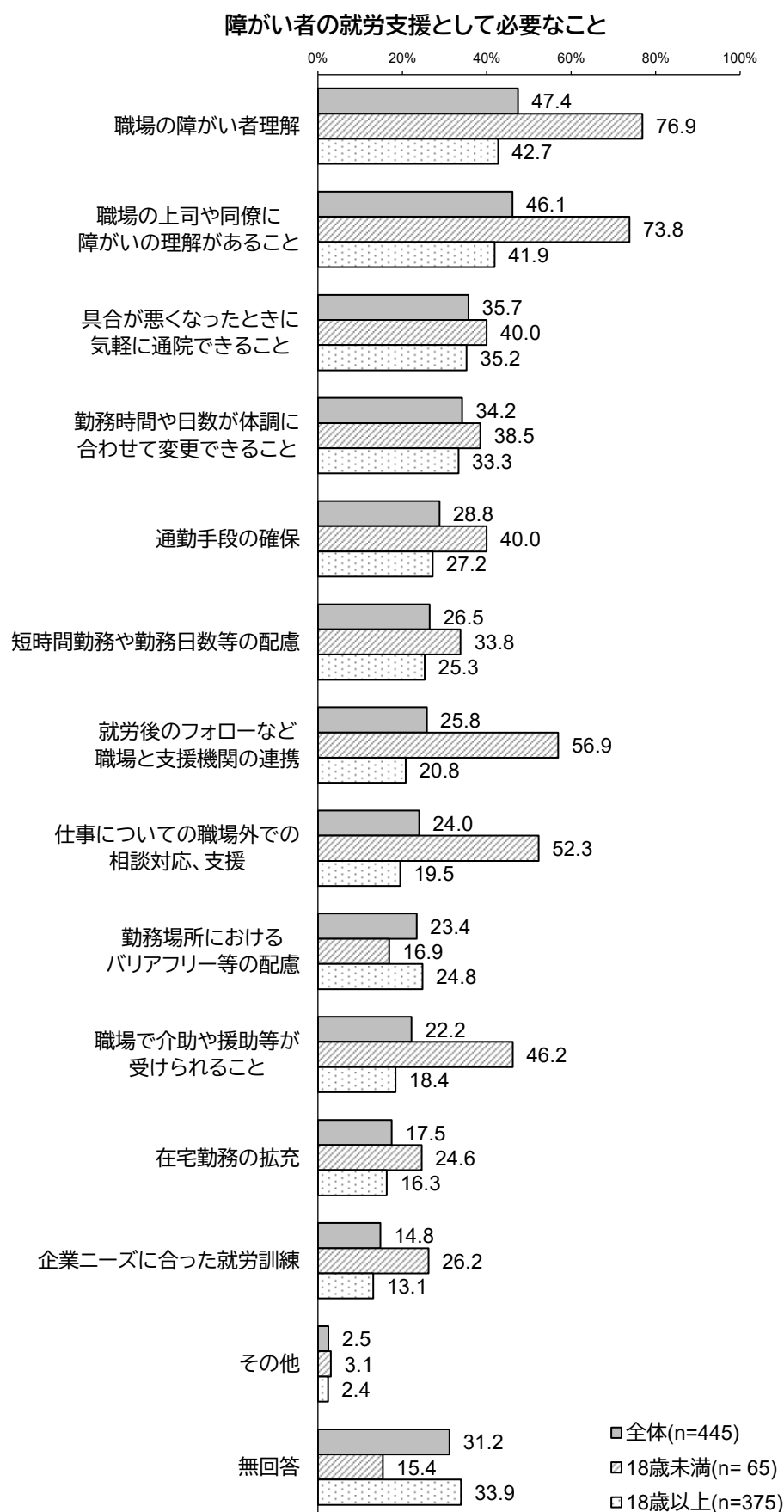
○「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と回答した障がい者の勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 42.0%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が 37.0%となっています。

＜就労意向と職業訓練の利用意向＞

○障がい者では、「仕事はしたくない、できない」が 58.6%と半数を超えており、「仕事をしたい」は 21.1%、また、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が 47.7%と半数近くを占めています。障がい者の状態に応じた勤務形態など柔軟な対応などが求められます。

<障がい者の就労支援として必要なこと>

○障がい児、障がい者ともに、「職場の障がい者理解」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の順で多くなっており、障がい児では、いずれも70%を超えています。職場で働く人々への意識啓発や理解の促進、職場における支援・協力体制などの環境整備が望まれます。



③外出について

<外出頻度>

○障がい児では、「毎日外出する」が67.7%で最も多くなっています。障がい者では、「1週間に数回外出する」が39.7%で最も多く、次いで「毎日外出する」が38.4%となっています。

<外出目的>

○障がい児では、「通勤・通学・通所」が89.2%で最も多く、障がい者では、「買い物に行く」が61.1%で最も多くなっています。

<外出する際の主な同伴者>

○障がい児では、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が76.9%で最も多く、障がい者では、「一人で外出する」が42.9%で最も多くなっています。

<外出する時に困ること>

○障がい児では、「困ったときにどうすればいいのか心配」が44.6%で最も多く、次いで「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」が23.1%、障がい者では、「道路や駅に階段や段差が多い」が25.1%で最も多く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」が20.0%となっています。

④情報の入手先について

<障がいのことや福祉サービスなどに関する情報源>

○障がい児では、「家族や親せき、友人・知人」が46.2%で最も多く、次いで「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が29.2%、障がい者では、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が34.7%で最も多く、次いで「行政機関の広報誌」が31.2%となっています。

⑤相談相手などについて

<現在、悩んでいることや困っていること>

○障がい児では、「進学や訓練、就職など進路のこと」が50.8%で最も多く、次いで「家族がいなくなったときの生活のこと」が46.2%、「生活の自立のこと」が43.1%と続いています。障がい者では、「家族がいなくなったときの生活のこと」が39.5%で最も多く、次いで「自分の障がいや病気のこと」が38.7%となっています。

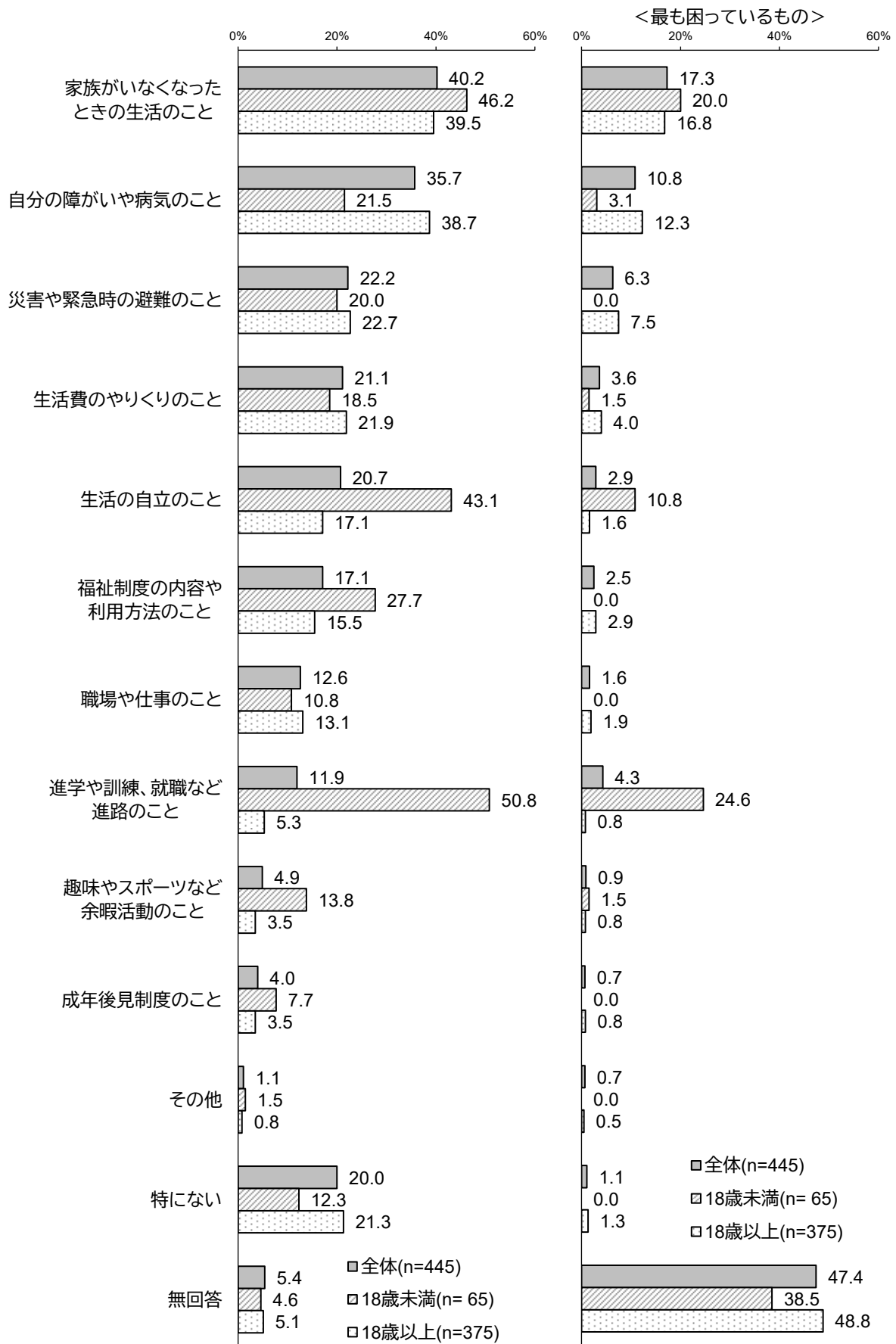
<悩みや困りごとの相談相手>

○障がい児、障がい者ともに、「家族・親せき」が70%以上と最も多く、次いで、障がい児では、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が43.1%、障がい者では、「かかりつけの医師や看護師」と「友人・知人」がともに約26%となっています。

<相談窓口に希望すること>

○障がい児では、「学校での授業の理解や友人などとの人間関係についての相談体制」と「将来の自立生活に向けた指導や相談」がともに47.7%で最も多く、次いで「発達に関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談」が43.1%となっています。障がい者では、「障がいに関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」が27.7%で最も多くなっています。

現在、悩んでいることや困っていること



⑥障がい福祉サービス利用などについて

<福祉サービスの利用状況及び利用意向>

○利用状況は、障がい児では、「放課後等デイサービス」が47.7%で最も多く、次いで「障がい児相談支援」が41.5%、「障がい児福祉手当などの支給」が35.4%となっています。障がい者では、「医療費の助成」が34.4%で最も多く、次いで「計画相談支援」が14.1%となっています。

○障がい児、障がい者ともに、いずれのサービスや制度も、現在の利用状況に比べ今後の利用意向の割合が多くなっていますが、障がい者では、「医療費の助成」以外のサービスや制度は「利用したくない」の割合が「利用したい」を上回っています。

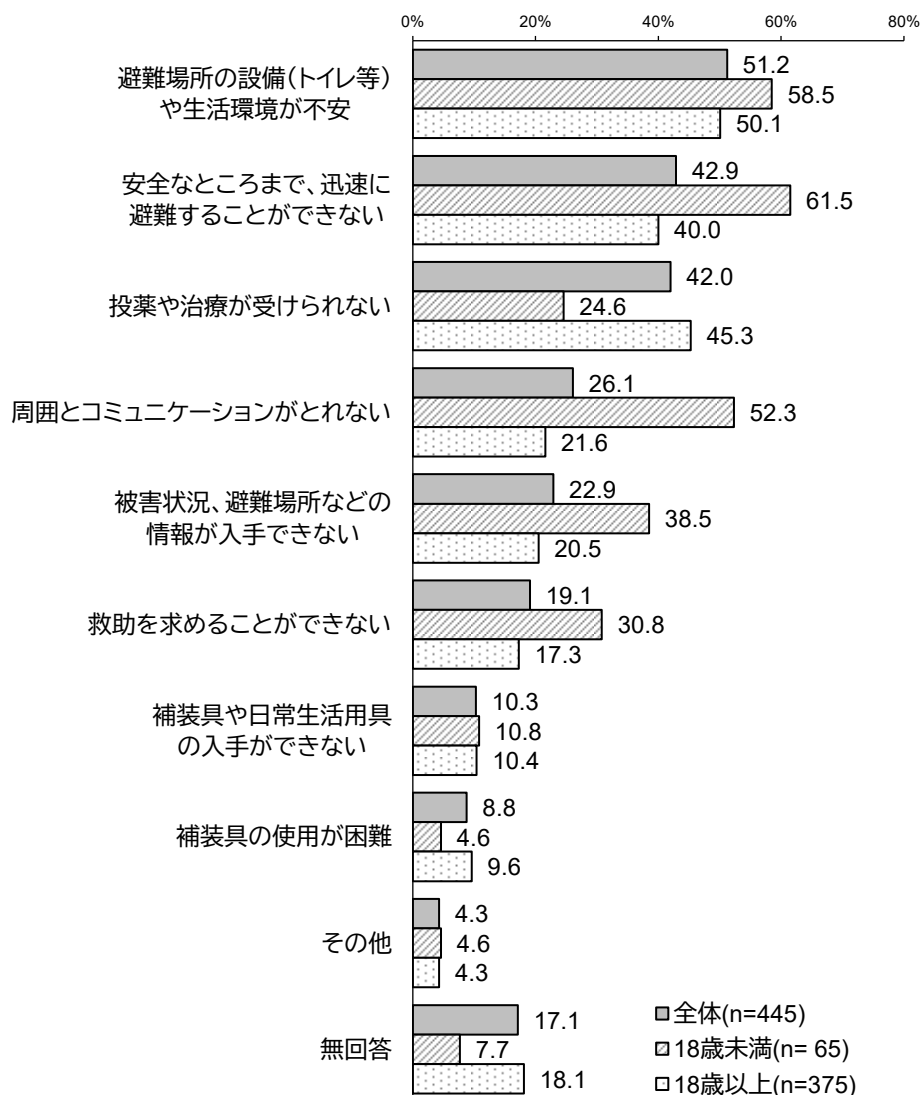
⑦災害時の対応について

<火事や地震等の災害時に困ること>

○障がい児では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が61.5%で最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が58.5%となっています。また、「救助を求めることができない」が30.8%となっています。

○障がい者では、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が50.1%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が45.3%となっています。

火事や地震等の災害時に困ること



<家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人の有無>

○障がい児、障がい者とも、「いない」が約 40%、「いる」が約 20%となっており、「わからない」が、障がい児は 35.4%、障がい者は 26.4%を占めています。

<防災訓練や避難訓練への参加意向>

○障がい児、障がい者とも、「わからない」がそれぞれ 47.7%、37.6%と最も多くなっています。次いで、障がい児では「参加したい」が 26.2%、障がい者では「参加したくない」が 28.3%となっています。

<参加したくない理由>

○障がい児では、「障がい者への配慮がないと思うから」と「面倒だから」がともに 38.5%で最も多く、障がい者では、「面倒だから」が 34.0%で最も多くなっています。

<災害に対する備えの状況>

○障がい児、障がい者とも、「非常用の食材などを備蓄している」が最も多く、障がい児は 50%を超えています。次いで、障がい児、障がい者とも、「家族と災害時の行動について話し合っている」「避難所の場所、経路を確認している」が 20%台で続いています。

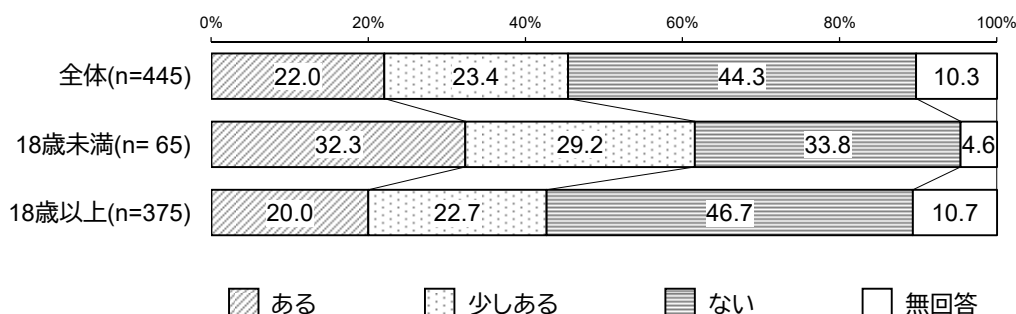
⑧障がい者差別や成年後見制度について

<障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるか>

○障がい児では、「ある」が 32.3%、「少しある」が 29.2%となっており、何らかの差別等で嫌な思いをする(した)ことがある人が、60%を超えています。

○障がい者では、「ある」が 20.0%、「少しある」が 22.7%となっており、何らかの差別等で嫌な思いをする(した)ことがある人が、40%を超えています。

障がいがあることで差別や嫌な思いをすることがあるか



<差別や嫌な思いをした場面>

○障がい児では、「学校・仕事場」が 80.0%で最も多く、次いで「外出先」が 32.5%、「余暇を楽しむとき」が 30.0%となっています。

○障がい者では、「外出先」が 43.1%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が 41.9%、「仕事を探すとき」が 23.1%となっています。

<成年後見制度の認知状況>

○障がい児では、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 33.8%で最も多く、障がい者では、「名前も内容も知っているが、制度利用は考えていない」が 31.5%で最も多くなっています。

○「名前も内容も知らない」は、障がい児が 32.3%、障がい者が 24.3%となっています。

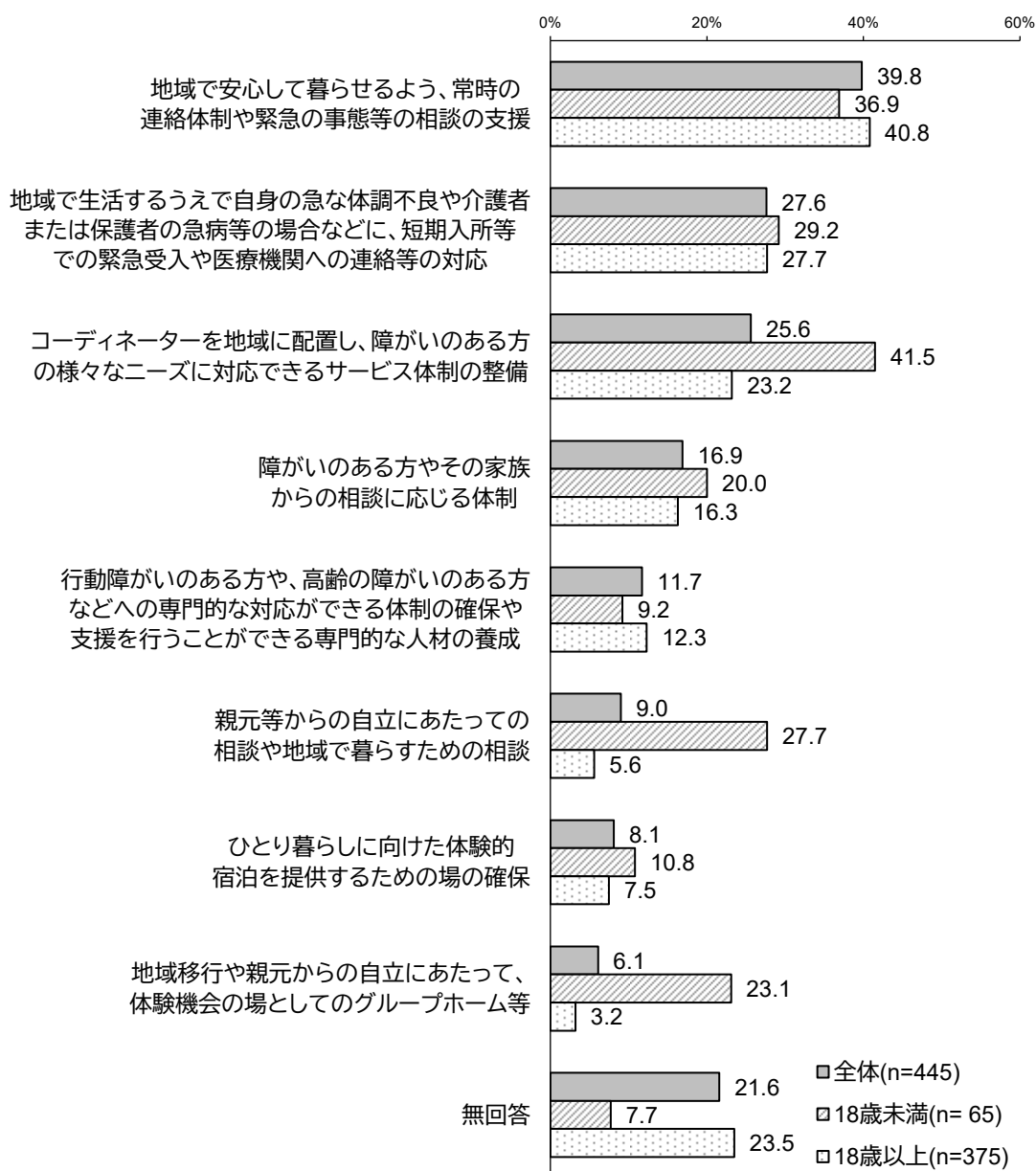
◎地域生活支援拠点の整備について

<地域全体で支える体制づくりに求められるもの>

○障がい児では、「コーディネーターを地域に配置し、障がいのある人の様々なニーズに対応できるサービス体制の整備」が41.5%で最も多く、次いで「地域で安心して暮らせるよう、常時の連絡体制や緊急の事態等の相談の支援」が36.9%となっています。このほか、「親元からの自立にあたっての相談や地域で暮らすための相談」が27.2%、「地域移行や親元からの自立にあたって、体験機会の場としてのグループホーム等」が23.1%と多くなっています。

○障がい者では、「地域で安心して暮らせるよう、常時の連絡体制や緊急の事態等の相談の支援」が40.8%で最も多く、次いで「地域で生活するうえで自身の急な体調不良や介護者または保護者の急病等の場合などに、短期入所等での緊急受入や医療機関への連絡等の対応」が27.7%となっています。

地域全体で支える体制づくりに求められるもの



5 障がい当事者団体・障がい福祉サービス事業所アンケート調査

(1) アンケート調査の実施概要

○調査方法：郵送によるアンケート調査票の配布と回収

○調査期間：令和2（2020）年8月12日～9月1日

○ヒアリング対象：

＜障がい当事者団体＞

身体障がい者福祉会、盲人福祉協会、手をつなぐ親の会、ろうあ者福祉協会、
精神障がい者家族会、障がい児（者）親の会

＜障がい福祉サービス事業所＞

通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、障がい児通所支援事業所、
相談支援事業所 計 26 事業所

(2) アンケート調査結果の概要と課題

①障がい当事者団体

項目	内容
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・市民病院が遠くなることは不便で、生活の低下につながる。 ・歩道と車道、側溝、住居表示などの色分けをしてほしい。 ・信号機の音をもう少し長くしてほしい。
交流・情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・府身協で他市町村の情報交換をしているが、案があれば役員会で検討していく。 ・サービスや手続き等の情報の取得方法が周知されていない。
居住	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者が新しい居住空間や住宅周辺の環境を体得することの困難さを理解してもらいたい。
地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいに対する支援者（ケアマネジャー、ガイドヘルパー等）の理解が不足している。支援者の資質の向上を図ってほしい。 ・ガイドの時間数を月に50時間程度はほしい。 ・コーディネーターを地域に配置することは難しいと思う。
地域生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・親が元気なうちに子どもをグループホームに入居させたい。
サービス全体	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性を理解・把握したうえで、適切な情報の提供を受けられるサービスが必要である。
周囲の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思とわがままの見極めができるようにする必要がある。 ・障がいがあっても地域で豊かに暮らしていくためには、当事者だけでなく周囲の大人の教育も必要である。
新型コロナウイルスの影響	<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所の情報提供や連携が後まわしになっている。 ・体を動かすことが少なくなり、体力が低下している。 ・マスク着用は身体的に難しいが我慢させている。 ・外出や仲間との交流が減り、親族にも会えない。 ・手話通訳を依頼しにくい。

②障がい福祉サービス事業所

○他の事業所や団体、行政等との協力・連携

- ・泉大津放課後等デイサービス連絡会と他のデイサービスとの連携、情報交換。
- ・ふれあいの展示会を継続して協力していきたい。
- ・起業や農作業等を検討しており、ノウハウを教えてもらえる所があるとよい。
- ・精神障がいの理解促進、障がい者の雇用と実習先の開拓、引きこもり当事者への働きかけ。
- ・運営期間にかかわらず事業所連絡会のメンバーに入れてほしい。
- ・コロナ禍での地域生活を送る障がい者への支援。
- ・相談支援員の不安やストレスの軽減、ひいては離職率の抑制につなげられるよう、困難事例ケースへのアドバイスや情報提供をする機関があるとよい。
- ・学校による理解の温度差をなくすため、学校との連携を密にしていきたい。
- ・実際の現場を見ることで、困り事などの対処法を学びたい。

○事業所の運営上の課題・問題点

職員の確保

- ・求人広告を出しても応募がない。
- ・人材不足が恒常化している。
- ・相談支援業務は本計画提出時やモニタリング実施時でないと報酬が発生しないという制度が、職員の増員や確保の難しさを生み出していると思う。

利用者の確保

- ・事業所のパンフレットの配架や営業に動いているが、周知が難しい。
- ・保健所や訪問看護、行政と連携を取っているが、利用者の確保が難しい。

事務作業量

- ・制度の変動が激しく事務作業が多いため、人材育成や利用者との関係性づくりに時間を割く余裕がない。

職員の資質向上

- ・職員研修を行っても本人の意識の差が大きく、育成が難しい。
- ・意欲のある方は採用しているが、専門的な知識向上のための研修機会が少なく、研修場所も遠方が多い。

関係機関との連携

- ・特に担当者会議の開催において学校との連携がスムーズにいかないことが多い。

労働条件の改善

- ・利用者の工賃を考えると、更に上げるのは困難である。

サービス内容

- ・利用者5人にスタッフ1人という基準に矛盾を感じている。加配をつけても10人と3人の体制で十分な療育ができるとは思えない。

経営・財源

- ・報酬体系の変更のたびに運営が厳しくなるなか、新型コロナウイルスの影響もあり、不安が大きい。

○利用者からの苦情・相談

サービス内容

- ・家族の代わりに精神科以外の通院同行をしてほしい。
- ・自分が受けられるサービスを知らない方からの相談や、利用していても今後どうしたらいいのかといった相談も多い。

- ・精神障がい者の行動支援は計画書に位置づけられないことへの不満があり、行政に掛け合ったが認められなかった。
- ・支給日数などを増やすべきかどうかと悩んでいる。

利用手続き

- ・行政関係書類の手続き等が難しく、付き添いがないとできないことが多い。

職員の態度

- ・職員の身だしなみについての苦情。

費用負担

- ・自費の徴収額の増減についての苦情。

利用者間のトラブル

- ・利用者間の好き嫌いに関すること。
- ・子ども同士のいじめの有無を問われることがある。
- ・子ども同士や親同士のトラブルや関係についての相談。

利用者・家族の状況

- ・通所授産の考え方から抜け出せず、事業所の取組への関わりを希望する家族がいる。
- ・家族の高齢化（8050問題）。
- ・コロナ禍の状況で、外出を求める声と外出を制限してほしいとの声があり、対応が難しい。
- ・親の言うことを聞いてくれない、生活リズムの乱れをなおしてほしい等の相談。

○災害時の取組

利用者を含めた防災訓練や防災教育

- ・定期的な防災・避難訓練の実施。
- ・阿倍野防災センターでの地震体験。
- ・水消火器、避難はしごを利用した避難訓練の実施。
- ・2次の被害の対応に向けて AED の使用方法などの講習会を予定。
- ・近隣の避難訓練への参加。
- ・身を守る方法や避難経路の確認。

災害時の情報提供・連絡方法の明文化

- ・災害時ガイドラインを作成し利用者に配布。
- ・利用者とオンラインで共有し、迅速に連絡する。
- ・職員間で LINE を使い情報を共有。
- ・火災報知器が誤作動した場合に警報機を解除する方法や、消防署への連絡方法などのマニュアルづくりに取り組んでいる。
- ・災害時の情報提供、連絡方法は個人別に作成。
- ・連絡の手順・手段などのお知らせ。

近隣の避難場所の把握、利用者への周知

- ・近隣の避難場所を散歩コースに入れている。
- ・避難場所（第1 第2）などのお知らせ。

避難場所への利用者の移動手段の確保

- ・車の利用が可能時は送迎車 5 台を使用。

○新型コロナウイルス感染症への対応

- ・掃除、消毒の見直し・徹底、換気、作業室、食堂のレイアウト変更、カラオケ時の飛沫防止対策等。
- ・マスクの配布、マスク着用、手指消毒、三密回避等。
- ・利用者、職員とも毎日体温の計測と記録。

- ・通所できない児童に対してリモートやビデオ送付。WEB療育の実施。
- ・分散通所、利用者1人に対して介助者1人体制。
- ・学校休校時は回数、時間数を増加。
- ・送迎はできるだけ両親が行う。
- ・利用者への支援。
- ・利用人数の受け入れ枠の拡大。提供時間の短縮。
- ・ズーム等のオンライン会議の開催。
- ・行政からの対応方針を周知徹底し、職員の意識向上を図る。
- ・職員の時短勤務。

○計画策定にあたっての意見、その他意見

地域生活支援事業

- ・利用児童3人に対してスタッフ1人など、支援者の割合を増やしてほしい。
- ・身体の障がいでも行動支援が利用できるよう、見直しを強く要望する。

地域生活拠点

- ・障がい者児が利用しやすい施設の整備を検討してほしい。
- ・行政が主体となり、重度の障がい者の受け入れ施設の創設を強く望む。

虐待防止

- ・潜在化している虐待を発見するため、利用児童の保護者からサービス実態の聞き取りを行うべきである。

関係機関との連携

- ・地域課題やネットワークなど地域の動きが見えづらい。自立支援協議会を活性化してほしい。
- ・学校側の意識と時間がないため連携が進まない。「連携コーディネーター」的な職務の人員を配置してはどうか。

新型コロナウイルス感染症への対応

- ・利用者、職員が新型コロナウイルスにかかった際の基盤整備。
- ・消毒液の提供に感謝している。

6 計画策定にあたっての課題

法制度や社会情勢の変化、サービス利用の実績評価、アンケート調査等の結果から、次のように課題を整理しました。

(1) 地域生活移行の推進と障がい者の生活を支える福祉サービスの充実

- 障がい者等の地域生活を支える体制づくりとしては、常時の連絡や緊急時の相談支援体制のほか、障がい者自身の体調不良時や保護者が急病などの場合の受入体制、コーディネーターを配置した様々なニーズに対応できる体制などが求められます。

地域移行や自立生活に向けた相談体制やグループホーム等において体験機会があることも地域移行や自立生活に踏み出すための後押しになると考えられます。親亡き後の将来生活を見据えた、地域における居住支援に様々な角度から取り組む必要があり、地域生活拠点の整備が必要です。

- コロナ禍による外出の制限や活動機会の減少は、障がい者等の心身への影響が大きく、精神的な不安感の増大、体力低下などにつながっている現実があります。感染対策を施しつつ、心身ともに良好な状態を維持できる活動等の開発が求められます。

(2) 住み慣れた地域で安心して暮らせるための障がいの理解促進と権利擁護の推進

- 災害時の不安を抱える障がい者等は多く、避難行動や避難所での生活など様々な困りごとが挙げられています。アンケートからも障がい者が1人のときに災害が起こった場合、近所に助けてくれる人がいないという人も多い状況です。

障がい福祉サービス事業所が取り組む防災訓練や防災教育を支援するなど、障がい者等が避難訓練へ参加しやすい体制に取り組むとともに、障がい者の不安を考慮した、避難所運営の検討も必要です。

- 障がいがあることで差別や嫌な思いをした人は多く、障がい者差別が根強く残っている現実があります。人権と多様性を尊重する意識啓発とともに、障がい者差別解消法の周知により不当な差別的取扱いの防止や合理的配慮への取組を一層進める必要があります。
- 知的障がい者や精神障がい者など複雑な意思決定が困難な人や判断能力が十分でない人の権利擁護のために、親なき後の身上監護や財産管理などを支援する成年後見人制度等の周知と制度利用を促進することが必要です。加えて、障がい者等の虐待防止や早期発見のために、行政と関係機関が連携して取り組むことも必要です。

(3) 障がい者の自立を促す就労支援

- 就労支援に必要なこととして最も多く挙げられているのは、職場及び上司や同僚に障がいに対する理解があることです。一人ひとりの障がい特性が理解され、適切な対応がとられるように事業所に対して働きかける必要があります。
- また、障がい者の体調に応じて通院時間が確保できたり、勤務時間・日数を弾力的に変更できたりすることも、継続就労に必要な配慮と考えられます。
- 障がい者等の一人ひとりの個性と能力を尊重し、その力を十分に発揮していけるよう、職業を選択し就けるように支援していくことが求められます。一般企業への就労をはじ

め、職業訓練の充実、就労体験、就労定着支援など就労に関わるそれぞれのステージと多様なニーズへの対応が可能となるよう、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、大阪府やハローワーク、特別支援学校など関係機関の連携を図ることが必要です。

- 就労後の継続的なフォローや職場外で気軽に相談できる体制も求められており、障がい者が安心して働くための条件と考えられます。
- 農福連携や職場実習先の開拓など、多様な連携により、障がい者就労の可能性を広げる機会の創出も求められます。

(4) 包括的な相談支援体制の整備

- 障がい福祉サービスの利用や障がい者等が地域で自立した生活を送るうえで、相談支援は重要な支援であり、国の基本指針においても相談支援体制の充実が掲げられています。相談支援の質を向上し、機能を十分に発揮できるよう、相談支援関係者の専門性の向上と相談機関の相互連携の強化が必要です。

(5) 障がい児の支援体制の充実

- 障がい児支援の基本的な考え方として、身近な地域で支援が受けられ、どの障がいにも対応できるようにするとともに、障がい特性に応じた専門的な支援が切れ目なく提供されるよう質の確保を図ることが挙げられます。年齢に応じた重層的な支援体制の充実が求められます。
- 本市では、総合福祉センター内で実施している幼児・親子教室が、指定障がい児通所支援事業所として、発達に支援が必要な就学前の幼児を対象に、日常生活の確立に向けて療育支援を行っています。また、発達障がい児の子育て不安の解消のため、保護者や保育者の子育て・保育についての悩み相談・療育指導を行うことで、一貫した療育につなげていますが、児童発達支援センターの設置など、更なる充実が必要です。

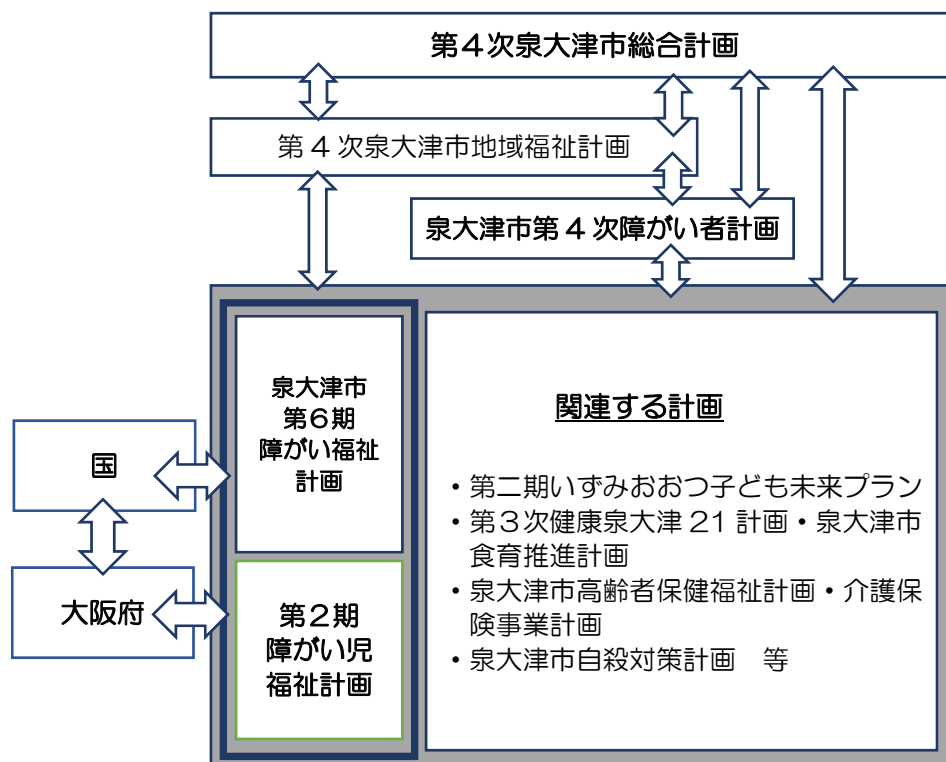
(6) 障がい福祉の人材の確保・育成

- 障がい福祉サービス事業所が抱える運営上の課題として、職員の確保、人材不足の恒常化が第一に挙げられており、コロナ禍のもと、職員の負担が増大しているという実態もあります。大阪府等との連携のもとに、専門性を高めるための研修機会の提供、人材確保への支援の取組が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 本計画の上位計画（計画の位置づけ）

本計画の基本理念の形成のために関連する上位計画について整理します。



※障がい者計画…障がい者基本法に基づき策定される、障がい者のための施策に関する基本的な計画。

泉大津市第4次障がい者計画

計画期間：平成25（2013）年度～令和4（2022）年度

<基本理念>

誰もが共に支えあい共に生きる地域社会の実現

<計画の基本方針>

- 1 地域での自立した暮らしへの支援
- 2 早期発見・早期療育と特別支援教育の充実
- 3 就労を目指した支援
- 4 保健・医療サービスの充実
- 5 生活をより豊かにする活動への支援
- 6 障がい者への理解と権利擁護の推進

2 計画の基本理念

泉大津市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画では、泉大津市第4次障がい者計画の基本理念「誰もが共に支えあい共に生きる地域社会の実現」並びに第4次大阪府障がい者計画の基本理念「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」等を踏まえ、『障がいの有無にかかわらず市民が互いに尊重し合い障がいのある人が地域で安心して暮らせる共生のまちづくりの実現』と決めました。

本計画においてもこの根本的な考え方は変わらないものであることから、今回の計画策定においても第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の基本理念を引き継ぎます。

< 基本理念 >

**障がいの有無にかかわらず市民が互いに尊重し合い
障がいのある人が地域で安心して暮らせる
共生のまちづくりの実現**

3 基本方針

市の基本理念と国、府の基本理念のもとに基本方針を次のように定めます。

(1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

- ・障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、また障がいの種別やその程度にかかわらず、障がいのある人が自ら居住する場所を選び、必要とする障がい福祉サービスの支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくなど、障がいのある人の自己決定に基づいた支援を基本として、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援サービスを提供する基盤整備に努めていきます。
- ・基盤整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方の浸透に努めます。

(2) 障がいの種別や年齢によらない総合的な福祉サービスの提供

- ・障がい者手帳所持者のみならず、発達障がいや高次脳機能障がいがある人、難病患者及び障がいのある児童を含め、障がいの種別や、年齢によらない人が、一元的な障がい福祉サービス等を受けることができるよう、サービスの質及び量の充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活移行に向けたサービス提供と相談体制の充実

- ・障がいのある人の意思と多様なニーズを尊重し、施設や病院等から地域社会への移行支援（居住、就労などの日中活動支援や居場所の確保）などを相談支援と一体的に推進します。
- ・障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価や支援体制の構築など、自立支援協議会の運営の充実を図ります。また、居住支援協議会との連携や発達障がい者支援センター等との連携確保に努めます。
- ・障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の整備を推進します。
- ・地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がいのある人の望む生活を支えるサービスの提供と基幹相談支援センター等の相談支援体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

- ・支援を必要とする市民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題を、地域住民や福祉関係者が把握・共有し、関係機関などと連携しながら解決できる、多機能協働の中核的機能と伴走支援を中心的に担う相談支援体制づくりに努めます。
- ・就労支援や居住支援など、社会参加に向けた支援と相談支援を一体的に支援できるよう推進します。
- ・コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援を図ります。
- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備を推進します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援体制の構築

- ・障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育ちを支援するため、障がい児及びその家族に対し、地域の保健、医療、福祉、保育、教育をはじめ、相談支援事業所や就労支援事業所等、関係機関が早期から連携を図り、ライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に努めます。
- ・地域参加やインクルージョンの推進に向けた取組みに努めます。

- 障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援の充実に向け、児童発達支援センターの整備に努めます。また、保育所、認定こども園等の子育て支援施策との連携を図るとともに、小学校、特別支援学校等との支援協力体制の構築を図ります。
- 放課後等デイサービス等の障がい児通所支援事業所等の支援内容など、質の向上や適正化を図ります。また、教育等の関連施策との連携に努めます。
- 障がい児入所施設の専門的機能の強化や地域との交流確保や、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努めます。
- 障がい児入所施設に入所している児童の 18 歳以降の在り方について協議体制の整備に努めます。
- 重度心身障がい児や医療的ケア児への支援では、短期入所等のサービスに係るニーズの実態把握やサービス等の在り方や役割を検討し、個々に応じた支援が総合的、包括的にできる体制づくりに努めます。
- 新生児聴覚検査から療育につなげる体制の整備に努めます。また、難聴児等を早期に把握し、支援ができる体制の整備に努めます。
- 医療的ケア児の支援に向け、保健、医療、福祉、保育、教育等と連携し、育ちの保障など、発達段階に応じた支援を、平成 30（2018）年度に設置した医療的ケア児支援のための協議の場を活用し、社会資源などの開発などに努めます。また、そのため、令和元（2019）年度に配置した医療的ケア児コーディネーターの充実を図ります。
- 虐待を受けた障がい児に対しては、関係機関と連携し、きめ細かな支援に努めます。

（6）障がい福祉人材の確保

- 保育分野、障がい分野などで福祉サービスを必要とする人が安心して生活できるよう支えていくためには、福祉サービスを担う福祉人材（福祉従事者）の確保とともに、より良いサービス提供ができるよう、研修など実施し、人材育成に努めます。
- 利用者に、より良いサービスを継続して提供していくために、福祉従事者にとって働きやすい職場環境整備や多職種間の連携を推進し、定着を図ります。
- 大阪府との連携のもと、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の視点から福祉従事者のスキルアップと定着支援に向けた研修の実施など、大阪府の支援メニューの活用に取り組みます。

（7）障がい者の社会参加を支える取組

- スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動など、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、多様な社会参加や地域住民との交流が図れるよう、障がい者サービス事業所や障がい者団体、関係機関等が連携し、創造や発表等の機会の確保に努めます。また、文化芸術活動の情報収集、発信など、地域の実情を踏まえた支援を推進します。
- 聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記をはじめとする意思疎通支援や、視覚障がい者等による図書館の利用体制の整備、施設等のバリアフリー化やインターネットを利用したサービスの提供体制の強化等を推進します。

第4章 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

1 成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針及び大阪府における第6期計画成果目標設定の基本的な考え方>

- 令和5（2023）年度末における施設入所者の地域生活への移行者数については、令和元（2019）年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行すること。
- 令和5（2023）年度末における施設入所者数については、令和元（2019）年度末の施設入所者数の1.6%以上を削減すること。

<成果目標の設定>

- 本市においては、令和元（2019）年度末における施設入所者数は42人であり、6%に相当する3人を令和5（2023）年度末までの地域移行者数の目標とします。
- 施設入所者数の1.6%に相当する1人を削減数の目標とします。

地域移行実績			令和元年度末 (2019) 施設入所者数	令和5年度末 (2023)までの 地域移行者数	令和5年度末 (2023)までの 施設入所者 削減数
平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)			
6人	0人	1人	42人	3人 (6%)	1人 (1.6%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均日数

<国の基本指針及び大阪府における第6期計画成果目標設定の基本的な考え方>

- 令和5（2023）年度における精神障がい者（精神病床への入院後1年以内に退院した者に限る。）の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を316日以上とすること。

<成果目標の設定>

目 標	目標値
精神病床から退院後1年以内の 地域における平均日数	316日

注：実績把握は、大阪府から提供されるデータによる

②精神病床における1年以上の長期入院患者数

<大阪府における第6期計画成果目標設定の基本的な考え方>

○大阪府が実施する「精神科在院患者調査」の内容も参考にし、大阪府の成果目標（令和5（2023）年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数 8,688人）を、令和元（2019）年度時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める各市町村の精神病床における1年以上の長期入院患者数の割合で按分した数値を下限とする。

<成果目標の設定>

基準値	目標値
令和元(2019)年6月末日時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数	令和5(2023)年6月末日時点
105人	99人

注：令和5年6月末日長期入院患者の地域移行に関する大阪府の目標値と令和元年6月末日の府内市町村の長期入院患者比により設定（入院前住所地が不明・他府県の1,011名は除く）

③精神病床における早期退院率

<国の基本指針及び大阪府における第6期計画成果目標設定の基本的な考え方>

○令和5（2023）年度の精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）について、入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上とすること。

<成果目標の設定>

目 標	目標値
令和5年度の早期退院率 入院後3か月時点	69%
令和5年度の早期退院率 入院後6か月時点	86%
令和5年度の早期退院率 入院後1年時点	92%

注：実績把握は、大阪府から提供されるデータによる

④保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催

令和2（2020）年度から、本市及び近隣各市町の圏域にて設置した保健、医療、福祉関係者による、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る「市町村単位の協議の場」において関係機関との情報共有や連携、病院訪問、退院支援等について引き続き実施します。

目 標	目標値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの年間参加者数(人/年) ①保健関係者:1人/年 ②医療関係者:2人/年 ③福祉関係者:4人/年
保健、医療及び福祉関係者による評価の実施回数	1回/年

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<国の基本指針及び大阪府における第6期計画成果目標設定の基本的な考え方>

○令和5（2023）年度末までに各市町村もしくは圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上運用状況を検証・検討すること。

<成果目標の設定>

障がい者の地域生活を支援し、また、地域全体で支えるために、自立支援協議会などで協議し、地域生活支援拠点の整備を図ります。

目 標	目 標 値
地域生活支援拠点の整備	1か所
自立支援協議会における運用状況の検証・検討回数	1回/年

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

<国の基本指針及び大阪府における第6期計画成果目標設定の基本的な考え方>

- 就労移行支援事業等を通じて、令和5（2023）年度中に一般就労へ移行する者の数を令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすること。
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めるとし、就労移行支援事業は1.30倍以上、就労継続支援A型事業は1.26倍以上、就労継続支援B型事業は1.23倍以上とすること。
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。
- 就労定着支援事業の就労定着率（過去3年間の就労定着支援事業の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。）については、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること。
- 各市町村において、令和元（2019）年度の工賃平均額の実績よりも令和5（2023）年度の工賃平均額が向上するように目標額を設定すること（国の基本方針には記載なし）。

<成果目標の設定>

- 令和元（2019）年度における就労移行者数は20人であり、その内訳が、就労移行支援利用者8人、就労継続支援A型利用者7人、就労継続支援B型利用者1人、生活介護、自立訓練4人であることから、平成29（2017）年度から令和元（2019）年度の就労移行者数（20人）の1.27倍に相当する就労移行者数26人を令和5（2023）年度の目標とします。また、内訳では就労移行支援利用者12人、就労継続支援A型利用者10人、就労継続支援B型利用者2人を目標とします。
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業の利用を目標とします。
- 本市の就労定着支援事業所において、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割となることを目標とします。
- 就労継続支援B型事業所の工賃の月額平均額は、13,240円以上を令和5（2023）年度末の目標とします。

■就労移行者数

平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	目標設定 係数	令和5年度目標値 (2023)
9 人	17 人	20 人	1.27	26 人

(内訳)

	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	目標設定 係数	令和5年度目標値 (2023)
就労移行 支援	5 人	7 人	8 人	1.30	12 人
就労継続 支援A型	2 人	3 人	7 人	1.26	10 人
就労継続 支援B型	1 人	6 人	1 人	1.23	2 人
生活介護、 自立訓練	1 人	1 人	4 人	-	-

■就労定着支援事業利用者数

令和5年度目標値(2023) (令和5年度の就労移行者に対する割合)
7割以上

■就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

令和5年度目標値 (2023)
7割以上

■就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額（月額）

平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和5年度目標値 (2023)
7,476 円	7,774 円	8,722 円	13,240 円

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び
保育所等訪問支援の充実

＜国の基本指針及び大阪府における第6期計画成果目標設定の基本的な考え方＞

○令和5（2023）年度末までに市町村または各圏域に児童発達支援センターを少なくとも1か所以上の設置すること。

○令和5（2023）年度末までに、全ての市町村が保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とし、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援の利用に向けた体制を構築する。

＜成果目標の設定＞

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センター1か所を整備することを目標とするとともに、障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援の充実を図ります。

目 標	令和5年度目標値
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援の充実	1か所

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

＜国の基本指針及び大阪府における第6期計画成果目標設定の基本的な考え方＞

○令和5（2023）年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。

＜成果目標の設定＞

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、1か所設置されています。今後も地域のニーズを踏まえ取り組んでいきます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

＜国の基本指針及び大阪府における第6期計画成果目標設定の基本的な考え方＞

○令和5（2023）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置すること。

＜成果目標の設定＞

医療的ケア児支援のための協議の場を平成30（2018）年度に本市及び近隣各市町の圏域にて設置しました。また令和元（2019）年度に医療的ケア児等コーディネーターを配置しています。

（6）相談支援体制の充実や障がい福祉サービス等の質の向上など

①相談支援体制の充実・強化等

＜国の基本指針及び大阪府における第6期計画成果目標設定の基本的な考え方＞

○令和5（2023）年度末までに市町村が基幹相談支援センターを設置することを基本とし、すでに設置している市町村は機能の充実を目標とする。

<成果目標の設定>

本市では、①総合相談機能 ②専門相談機能 ③相談支援体制強化機能 ④地域移行・地域定着支援機能 ⑤権利擁護機能 ⑥虐待防止機能 ⑦地域自立支援協議会事務局機能等の機能を備える基幹相談支援センターの設置に向け取り組んでいきます。また、現在、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を配置して、基幹相談支援センター等機能強化事業に取り組んでいますが、さらに、協議を行う場を設けるなど、相談支援関係者が連携強化できるよう、取り組んでいきます。

目 標	目標値
基幹相談支援センターの設置(令和5年度目標)	設置
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数 12 件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数 1 件/年
地域の相談機関との連携強化の取組	年間実施回数 1 回/年

②障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<国の基本指針及び大阪府における第6期計画成果目標設定の基本的な考え方>

国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府では、報酬請求に係る過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切なサービス利用を図るとともに、指導監査の適正な実施などにより運営基準等を遵守させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、令和5（2023）年度末までに以下の事項を目標として設定することを基本としています。

- ①大阪府と市町村は障がい者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う
- ②大阪府は不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する
- ③大阪府や指定権限を有する市町村が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、大阪府が府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する

<成果目標の設定>

本市では、報酬の審査体制の強化並びに適正な指導監査等を実施するために、市職員の研修を充実し、大阪府等との連携体制を強化します。

目 標	令和5年度目標値
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数 40 人/年
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年間実施回数 12 回/年
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	年間共有回数 1 回/年

2 障がい福祉サービス等の必要な見込量

(1) 自立支援給付

①訪問系サービス

<見込量算出の基本的な考え方>

訪問系サービスの見込量については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護それぞれのサービスごとに、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの利用実績等をもとに月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス量を「実利用見込者数(人/月)」及び「月平均当たりの利用時間総数(時間/月)」として算出しました。

【訪問系サービスの見込量】

		人/月			時間/月		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
居宅介護	身体	72	71	69	1,962	1,954	1,947
	知的	46	50	55	309	318	327
	障がい児	4	3	3	107	108	108
	精神	89	95	101	1,375	1,398	1,421
	合計	211	219	228	3,753	3,778	3,803
重度訪問介護	身体	12	13	14	3,170	3,413	3,656
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	0	0	0
	合計	12	13	14	3,170	3,413	3,656
同行援護	身体	32	33	35	595	636	677
	障がい児	2	2	2	32	37	42
	合計	34	35	37	627	673	719
行動援護	知的	6	8	9	108	120	133
	障がい児	1	1	1	3	3	3
	精神	0	0	0	0	0	0
	合計	7	9	10	111	123	136
重度障がい者 等包括支援	合計	0	0	0	0	0	0

②短期入所サービス

<見込量算出の基本的な考え方>

短期入所サービスの見込量については、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度までの利用実績等をもとに月間の利用人数の推計に、アンケート調査からの利用ニーズを加味し、それらの者に必要なサービス量を「実利用見込者数（人/月）」及び「月平均当たりの利用日数（泊数）総数（人日分/月）」として算出しました。

【短期入所サービスの見込量】

		人/月			人日分/月		
		R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
短期入所	身体	7	6	6	75	80	85
	知的	33	35	36	227	236	245
	障がい児	5	6	6	27	30	34
	精神	2	2	2	6	7	8
	合計	47	49	50	335	353	372

③日中活動系サービス

<見込量算出の基本的な考え方>

日中活動系サービスの見込量については、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）など、それぞれのサービスごとに、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度までの利用実績等に、施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域移行者による利用を勘案し、月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス量を「実利用見込者数（人/月）」及び「月平均当たりの利用日数総数（人日分/月）」として算出しました。

【日中活動系サービスの見込量】

		人/月			人日分/月		
		R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
生活介護	身体	43	44	45	823	836	850
	知的	88	91	95	1,808	1,891	1,974
	精神	5	5	6	63	74	84
	合計	136	140	146	2,694	2,801	2,908
自立訓練 (機能・生活)	身体	0	0	0	0	0	0
	知的	4	5	5	42	49	55
	精神	12	12	13	157	173	188
	合計	16	17	18	199	222	243
就労移行支援	身体	2	3	3	18	46	46
	知的	7	8	9	133	152	171
	精神	15	16	17	217	236	256
	合計	24	27	29	368	434	473
就労継続支援 (A型)	身体	11	12	14	179	208	238
	知的	19	21	23	352	388	424
	精神	31	35	40	504	582	659
	合計	61	68	77	1,035	1,178	1,321
就労継続支援 (B型)	身体	22	24	25	370	396	422
	知的	110	112	115	2,042	2,083	2,123
	精神	75	83	92	1,060	1,172	1,283
	合計	207	219	232	3,472	3,651	3,828
就労定着支援	身体	0	0	0			
	知的	3	3	4			
	精神	4	5	5			
	合計	7	8	9			
療養介護	合計	10	11	12			

④居住系サービス

<見込量算出の基本的な考え方>

居住系サービスの見込量については、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援それぞれのサービスごとに、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度までの利用実績等に地域移行の推進を加味し、「月間の利用人数」として算出しました。

【居住系サービスの見込量】

		人/月		
		R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
自立生活援助	身体	0	0	0
	知的	0	0	0
	精神	4	5	6
	合計	4	5	6
共同生活援助	身体	4	5	5
	知的	56	58	60
	精神	21	24	27
	合計	81	87	92
施設入所支援	身体	17	16	16
	知的	23	23	23
	精神	2	2	2
	合計	42	41	41

(2) 相談支援

<見込量算出の基本的な考え方>

相談支援の見込量については、平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度までの利用実績等に加え、障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者についてサービス等利用計画が作成されることを前提に、市内における計画相談支援事業所数及び対応できる業務量等に加え、施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域移行者による利用を勘案し、計画相談支援等の「月間の利用人数」として算出しました。

【相談支援の見込量】

		人/月		
		R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
計画相談支援	身体	29	31	33
	知的	63	69	75
	障がい児	0	0	0
	精神	58	65	72
	合計	150	165	180
地域移行支援	身体	0	0	0
	知的	0	1	1
	精神	1	1	2
	合計	1	2	3
地域定着支援	身体	0	0	0
	知的	0	1	1
	精神	1	1	2
	合計	1	2	3

(3) 障がい児支援サービス

<見込量算出の基本的な考え方>

障がい児支援サービスの見込量については、平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度までの利用実績等をもとに、「実利用見込者数(人/月)」、「訪問見込数(※回数/月)」及び「月平均当たりの利用日数総数(人日分/月)」として算出しました。

また、子ども・子育て支援等の障がい児支援サービスに係る対象者(障がい児数)の見込量については、平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度の障がい児サービス支給決定者数の実績等をもとに算出しました。

【障がい児支援サービスの見込量】

	人/月(※回数/月)			人日分/月		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
児童発達支援	103	113	124	876	961	1,046
医療型児童発達支援	1	1	1	16	16	16
放課後等デイサービス	372	416	460	3,662	4,106	4,550
保育所等訪問支援※	2	3	4	2	3	4
居宅訪問型児童発達支援※	1	1	1	1	1	1
障がい児相談支援	56	63	71			
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1	1	1			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15	17	18			
ペアレントメンターの人数	0	0	0			
ピアサポートの活動への支援	0	0	0			

【子ども・子育て支援に係る障がい児の見込数】

	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
障がい児数	347	380	413

(4) 地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

<見込量算出の基本的な考え方>

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、広く市民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などの実施の有無を見込みました。

【理解促進研修・啓発事業の見込量】

	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

②自発的活動支援事業

<見込量算出の基本的な考え方>

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に活動が行えるようを支援しますが、実績から無しで見込みましたが、今後の地域の状況を鑑みて取り組んでいくこととします。

【自発的活動支援事業の見込量】

	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
自発的活動支援事業	無	無	無

③相談支援事業等

<見込量算出の基本的な考え方>

相談支援事業は、次の事業について「実施見込箇所数」、設置の有無を見込みました。

■障がい者相談支援事業

情報提供や相談等を含め、福祉サービスの利用援助や、相談支援を行います。

■基幹相談支援センター等機能強化事業

本市障がい福祉課に専門的職員を配置することにより、基幹相談支援センター等機能強化事業として専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応及び、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行います。

■住宅入居等支援事業

一般住宅への入居困難な障がいのある人への入居支援は、実績から無しで見込みましたが、相談支援と一体的に、地域移行支援や地域定着支援の強化を図ります。

【相談支援事業等の見込量】

	箇所(※有無)		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
障がい者相談支援事業	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業※	有	有	有
住宅入居等支援事業※	無	無	無

④成年後見制度利用支援事業

<見込量算出の基本的な考え方>

成年後見制度利用支援事業については、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度までの利用実績等に、今後の権利擁護の推進を加味し、「年間実利用見込者数（人/年）」を算出しました。

【成年後見制度利用支援事業の見込量】

	人/年		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
成年後見制度利用支援事業	2	3	4

⑤成年後見制度法人後見支援事業

<見込量算出の基本的な考え方>

成年後見制度法人後見支援事業については、すでに社会福祉協議会で実施している実績を鑑み、当事業では無しで見込みました。

【成年後見制度法人後見支援事業の見込量】

	人/年		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無

⑥意思疎通支援事業

<見込量算出の基本的な考え方>

意思疎通支援事業のうち手話通訳者派遣事業については、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度までの派遣事業の実績をもとに、「年間実派遣見込件数（件/年）」及び「年間派遣時間総数（時間/年）」を算出しました。

【意思疎通支援事業等の見込量】

	件/年(※人/年)			時間/年		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
手話通訳者派遣事業	38	42	44	446	587	728
要約筆記者派遣事業	1	1	1	4	4	4
手話通訳者設置事業※	0	0	0			
手話奉仕員養成研修事業(人数)※	10	11	12			

⑦日常生活用具給付等事業

<見込量算出の基本的な考え方>

日常生活用具給付等事業については、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度までの利用実績等をもとに、「年間の種類ごとの給付等見込件数」を算出しました。

【日常生活用具給付等事業の見込量】

	件/年		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	23	23	23
在宅療養等支援用具	21	22	23
情報・意思疎通支援用具	23	26	28
排泄管理支援用具	1,453	1,481	1,510
居宅生活動作補助用具	2	2	2

※「排泄管理支援用具」（ストマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具）は1か月分を1件とカウント

⑧移動支援事業

<見込量算出の基本的な考え方>

移動支援事業については、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度までの利用実績等をもとに、年間の実利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス量を「年間実利用見込者数（人/年）」及び「年間延べ利用見込時間総数（時間/年）」として算出しました。

【移動支援事業の見込量】

		人/年			時間/年		
		R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
移動支援 事業	身体	20	18	16	4,305	4,058	3,811
	知的	122	129	137	16,626	17,239	17,853
	障がい児	14	14	14	938	938	938
	精神	38	41	44	5,219	5,447	5,675
	合計	194	202	211	27,088	27,682	28,277

⑨地域活動支援センター機能強化事業

<見込量算出の基本的な考え方>

現在 2 か所で実施している地域活動支援センターについては、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度までの利用実績等をもとに、「実施見込箇所数」及び「年間実利用見込者数（※人/年）」として算出しました。

【地域活動支援センター機能強化事業の見込量】

	箇所(※人/年)		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
地域活動支援センター	2	2	2
地域活動支援センター利用者数※	30	32	34

⑩日中一時支援事業

<見込量算出の基本的な考え方>

日中一時支援事業については、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度までの利用実績等をもとに、年間の実利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス量を「実利用見込者数」として算出しました。

【日中一時支援事業の見込量】

		人/年		
		R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
日中一時 支援事業	障がい児	344	349	353
	障がい者	364	371	378
	合計	708	720	731

3 障がい児の子ども・子育て支援事業等の需要量及び提供体制

国の基本指針において、障がい児福祉計画の作成に関する基本的事項として、「障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備」が示されています。本市では、本計画に先立ち、子ども・子育て支援事業計画「第二期いずみおおつ子ども未来プラン」を令和2（2020）年3月に策定しており、その中で障がい児を含む教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業の需要量等を示しています。本計画は、「第二期いずみおおつ子ども未来プラン」と調和を保ち、子育て支援施策と緊密に連携を図りながら進めるものです。そこで、「第二期いずみおおつ子ども未来プラン」で示される教育・保育施設及び子ども子育て支援事業の需要量と提供体制について引用し、掲載します。

（1）教育・保育施設の需要量及び提供体制

①各年度の需要量及び提供体制

		人				
		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
1号認定 (3～5歳)	必要利用定員総数(推計値)	590	556	525	495	467
	確保方策	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579
2号認定 (3～5歳)	必要利用定員総数(推計値)	886	871	828	811	793
	確保方策	886	886	886	886	886
3号認定 (0歳)	必要利用定員総数(推計値)	94	92	90	87	85
	確保方策	146	146	146	146	146
3号認定 (1～2歳)	必要利用定員総数(推計値)	512	501	511	500	487
	確保方策	525	525	525	525	525

(参考) 認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設(確保方策)
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	幼稚園・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び提供体制

①需要量及び提供体制

事業名	項目	単位	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)
1 利用者支援事業 (基本型・特定型) (母子保健型)	確保方策	か所	4	4	4	4	4
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
2 地域子育て支援拠点事業	量の見込み	人回	57,565	56,318	56,664	55,279	53,893
	確保方策	人回	57,565	56,318	56,664	55,279	53,893
3 妊婦健康診査	量の見込み	人	568	556	544	528	515
		人回	6,816	6,672	6,528	6,336	6,180
4 乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	人	568	556	544	528	515
5 養育支援訪問事業	量の見込み	人	74	72	71	69	67
	確保方策	人	74	72	71	69	67
6 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	量の見込み	人日	30	30	29	28	28
	確保方策	人日	30	30	29	28	28
7 ファミリーサポートセンター事業 (低学年) (高学年)	量の見込み	人日	448	439	432	429	422
	確保方策	人日	448	439	432	429	422
	量の見込み	人日	57	57	57	57	57
	確保方策	人日	57	57	57	57	57
8 一時預かり事業 (幼稚園在園児) (幼稚園在園児以外)	量の見込み	人日	22,143	21,775	20,697	20,264	19,817
	確保方策	人日	22,143	21,775	20,697	20,264	19,817
	量の見込み	人日	2,325	2,279	2,239	2,187	2,135
	確保方策	人日	2,325	2,279	2,239	2,187	2,135
9 延長保育事業	量の見込み	人	468	459	449	439	429
	確保方策	人	468	459	449	439	429
10 病児・病後児保育事業	量の見込み	人日	1,113	1,092	1,068	1,043	1,019
	確保方策	人日	1,113	1,092	1,068	1,043	1,019
11 放課後児童健全育成事業 (低学年) (高学年)	量の見込み	人	707	692	682	677	666
	確保方策	人	730	730	730	730	730
	量の見込み	人	214	205	198	185	181
	確保方策	人	220	220	220	220	220

②各事業の概要

1 利用者支援事業

- 保護者等からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

2 地域子育て支援拠点事業

- 公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

3 妊婦健康診査

- 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

4 乳児家庭全戸訪問事業

- 子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

5 養育支援訪問事業

(正式名「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」)

- 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。

6 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

- 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

7 ファミリー・サポート・センター事業

- 子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う、就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

8 一時預かり事業

- 保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

9 延長保育事業

- 保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

10 病児・病後児保育事業

- 病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業、及び体調不良児保育事業です。

11 放課後児童健全育成事業

- 保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

第5章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援サービス確保のための方策

1 利用者ニーズに対応した障がい福祉サービス等の提供

(1) 自立支援給付（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）の充実

- ・障がい種別に区別なく個々の障がい支援区分に応じた訪問系サービスを提供できる体制の充実を図ります。
- ・障がい支援区分の適切な認定とともに、サービス支給量基準の明確化及びそれに伴う適切な国庫負担基準の見直し、並びにサービスの担い手の処遇改善の措置を講ずるよう、国に対して要望していきます。
- ・事業者と連携して、様々な障がい特性や医療的ケアについて理解したヘルパーの確保など、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。
- ・身近な地域でサービスが利用できるよう、事業者の参入を促すとともに、医療機関をはじめとした関係機関と連携し、緊急時の利用や医療ケアに対応できるなどの様々なニーズに対応したサービスが提供できる体制の整備に努めます。
- ・多様な事業者の参入や新たな体系のサービスへの移行を促進します。
- ・グループホームを新規開設する事業者等に、短期入所施設の併設整備について積極的に働きかけます。
- ・利用者ニーズに対応できるよう、既存施設の増床や空き施設の利用、介護保険施設との相互利用など、事業者と連携し、地域の社会資源の有効活用を図ります。

(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備

- ・グループホームについて、障がい者が自ら生活の場を選択し、地域で生活を始めたり、入所施設や病院などから地域生活に移行するなど、障がいの程度にかかわらず、安心して暮らせるよう、福祉施設等の支援に係るニーズ把握に努めます。
- ・地域生活支援拠点の整備を促進し、地域との交流機会などを確保できる体制に努めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行及び定着の推進

- ・就労移行支援事業や就労定着支援事業等の利用促進、就労系事業所とハローワークや就業・生活支援センターとの連携強化を図るなど、関係機関と協力し、就労支援体制の充実を図ります。
- ・一般就労が困難な人に対しては、継続的な就労訓練を確保する観点から、企業などに対し労務発注の働きかけを促し、また随意契約が可能な公共事業については優先して発注するなど福祉的就労の支援に努めます。

(4) 強度行動障がいや高次脳機能障がい者の支援体制の整備

- ・強度行動障がいを有する人は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり虐待につながる可能性が高いとされていますが、適切な支援により、状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により従事者を養成するとともに、強度行動障がいを有する人に対する適切な支援計画作成の推進に努めます。
- ・大阪府の「高次脳機能障がい支援ハンドブック」を活用して、高次脳機能障がいに関する理解を広げるとともに、大阪府高次脳機能障がい相談支援センターによる、高次

脳機能障がい支援コンサルテーション機能を活用して、市障がい福祉担当職員や高次脳機能障がい者を支援している支援者の支援力の向上に努めます。

- 高次脳機能障がい支援拠点などとの連携を図ります。

(5) 依存症対策の推進

- アルコール健康障がい、薬物依存症、ギャンブル等依存症などに関する相談支援ができるよう、専門的な研修により従事者の養成に努めます。
- 市民に対して依存症に関する情報発信や理解促進を図ります。
- 和泉保健所や大阪府依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関等と連携を図ります。

2 相談支援体制の充実及び地域生活移行・定着の促進

- 障がい者又は障がい児を対象とするサービス等利用計画の作成を円滑に進めるとともに、障がい者等や家族などからの相談に応じて、必要な情報や助言を提供できる、身近な相談支援体制の充実を図ります。
- 市と相談支援事業者との相互の連携を一層密にし、相談支援事業者をはじめサービス提供事業者、医療機関、就労支援機構、障がい者団体等と構成する「地域自立支援協議会」の適切な運営に努め、地域関係機関とのネットワークの充実を図ります。
- 相談支援事業所の従業者に対して相談に係るアセスメント・モニタリングなど、相談支援の質の向上、技量向上のため、講座・講習などの受講を勧奨し、利用者のニーズを踏まえたサービス等利用計画の作成を推進し、相談支援事業所の充実を図ります。
- 利用者や地域の障がい福祉サービス、相談支援等の基盤整備の把握に努め、地域の相談支援の中核機関となる基幹相談支援センターの設置に取り組み、主任相談支援専門員の計画的な確保を図るとともに、地域における相談支援体制の検証、評価などを行い、総合的な相談支援体制の構築に努めます。
- 施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の地域移行支援に係るサービスの提供確保を図ります。また、地域定着や継続のために、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。
- 発達障がい者等の相談支援では、発達障がい者やその家族等に対する相談支援体制の整備や、発達障がい者支援センター等との連携を図ります。
- 障がい者等に対する虐待や差別の防止のため、サービス提供事業者や相談支援事業者などの関係機関と連携を図り、成年後見制度利用促進等権利擁護に取り組みます。

3 障がい児支援サービスの提供体制の確保

- 発達課題（障がい）の気づきから在宅、入園、就園就学など、所属や年齢にかかわらず、ライフステージに沿った切れ目ない一貫した発達等の相談支援と保護者支援を、関係機関職種が連携し、継続して実施するため、わたしノート（サポートブック）の活用や、障がい児の個々のニーズに合ったサービスの利用を促します。
- 児童発達支援センターの設置に向けて体制を整備していきます。
- 保育所等訪問支援の充実や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、そのニーズ等を示しながら、事業の参入及び拡充に努めます。
- 各事業者の支援体制・内容、課題等について情報共有を行い、より高いサービスを提供するための指導等を行っていきます。

4 地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、自立支援給付による各種の障がい福祉サービスなどとともに、障がいのある人が地域で安心して暮らせるための事業で、サービスの提供体制の確保や計画的な実施に努めていきます。

（1）理解促進研修・啓発事業

- 障がいのある人等への理解を深められるよう、多様性を認め合うための研修を実施し、様々な機会を設けて啓発に努めます。

（2）相談支援事業

- 本市障がい福祉課において、市民からの相談に対応し、福祉サービスの利用支援や情報提供を行います。
- 障がい福祉課に配置した専門的職員により、困難ケース等への対応及び相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行う、基幹相談支援センター等機能強化事業の充実を図ります。

（3）成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の必要な人が今後増えていくことが見込まれていることから、対象者やニーズを把握するなど、関係機関等と連携し、利用促進を図ります。

（4）意思疎通支援事業

- あらゆる行政サービスの場でサービスを提供していく必要があるため、手話体験講座や手話奉仕員養成研修等の開催により、担い手の確保及びその質的向上に努めます。
- 関係団体の協力を得て、大阪府とも連携しながら、サービスの利用を促進します。

（5）日常生活用具給付等事業

- 施設入所者の地域移行も踏まえ、在宅での生活を継続させるために、個々の障がいに応じた用具の給付等により、障がい者の日常生活の支援を行います。

- ・障がい程度に応じた機能補完を行うことができるよう、技能のある用具提供の情報収集等を行い、大阪府とも連携しながら、適宜、対象品目の見直しを図ります。

(6) 移動支援事業

- ・様々な障がい特性を理解したヘルパーなどを育成するために、研修制度の活用を促し、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。
- ・障がい者等が支援提供者を選択できるように、多様な事業者からの参入を促します。
- ・利用対象範囲などについて周知し、サービスの利用促進を図ります。

(7) 地域活動支援センター機能強化事業

- ・障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図ります。
- ・障がい者に日常生活等に必要な情報を提供し、社会適応できるよう支援を行います。

(8) 日中一時支援事業

- ・ニーズの拡大や多様化に対応できるよう、サービス提供事業者の参入促進に努めます。
- ・サービス提供事業者の教育的な観点から、研修による質的向上を図るよう促していきます。

5 障がいへの理解促進、啓発

- ・大阪府差別解消ガイドラインにおける「不当な差別的取扱い」や「望ましい合理的配慮」の具体的事例の情報提供など同ガイドラインを周知して、障がいを理由とする差別の解消に向けた理解や取組が広がるよう、障がい者差別解消法の意義や趣旨の浸透を推進し、相談支援体制の整備を図ります。
- ・障がいの種別に区別なく、バリアフリー化の推進や、十分な情報、コミュニケーションの確保等を通じて、個々の能力を活かして、暮らしができるよう、ユニバーサルデザインの推進を図ります。
- ・大阪府発行の「障がい理解ハンドブック」等の啓発冊子の活用や、人権講座、人権研修などを通じた、障がいへの理解促進と啓発、「障がい者週間」における啓発活動など、障がいへの理解の促進に取り組みます。
- ・障がいのある人への虐待の早期把握及び対応など、市民及び支援を提供する事業所などに周知、啓発を図り、虐待の予防、対応への体制づくりに努めます。

(1) 障がい者雇用促進に向けた啓発活動

障がい者の雇用拡大や職域拡大及び雇用促進等につながるよう、企業実習の機会の拡大を企業に働きかけていくとともに、企業に対して一定の障がい者を雇用することを義務づける障がい者雇用率制度や、障がい者を雇用するために必要な施設設備費等に助成する障がい者雇用納付金制度について、ハローワークなど関係機関とともに広報に努めるなど啓発活動を進めていきます。

(2) 障がい者雇用を促進するための体制の整備

働く意欲を持ち、訓練や支援により一般就労が可能な人に対しては、障がい者雇用促進法に基づき職業訓練や職業紹介や職場適応援助者等の職業リハビリテーションを実施するなど、それぞれの障がい特性に応じたきめ細やかな支援がされるよう、ハローワーク、地域障がい者就業センター、障がい者就業・生活支援センター等の連携強化に努めます。

(3) 障がい者就労支援施設等からの物品等の調達の推進

- 地域における障がい者の自立した生活の実現に向け、経済的基盤を確立するための取組として、就労訓練施設等における障がい者の工賃の向上への推進を図る必要があるため、就労訓練施設等に対して他自治体の取組内容について情報提供するなど、魅力ある授産製品の開発を促します。
- 施設等が提供可能な役務や物品等に関する情報を、本市ホームページに掲載すること等により、障がい者就労施設等の受注の機会の拡大を図り、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進していきます。

(4) 虐待の予防、早期把握、対応への体制づくり

- 障がい者虐待への理解促進や成年後見制度の利用促進のため、市民や事業所等に対して、研修を実施するなど取り組んでいきます。
- 夜間、休日などの連絡体制の整備を図ります。
- 虐待が疑われた場合は、障がいのある人の安全確認や事実確認から終結に至るまで、適切な対応を行います。
- 児童虐待に関しては、虐待防止ネットワークと連携し、支援に努めます。
- 死亡事案等重篤事案があった場合、事後検証や事前相談の有無等、可能な限り事実確認等を行い、その虐待の状況や傾向など分析し、虐待の早期把握や対応、再発防止体制の構築に努めます。
- 相談支援事業所に対しては、虐待の早期把握と市との連携について周知の徹底を図っていきます。

6 障がい福祉サービス等の質の向上

- 障がい福祉サービス等の事業者には「サービス管理責任者」を、また、訪問介護事業者には「サービス提供責任者」を、指定相談支援事業者については「相談支援専門員」を配置することとされており、サービスの量的確保、質的向上を図っていきます。
- 大阪府が取り組む障がい福祉サービスの担い手である従事者等への研修などを通じて、人材確保と育成等を支援します。
- サービス提供にあたり、事業者等における、利用者への安全確保や感染症対策等への取組を進めていくとともに、障がいのある人が安心してサービスを利用できるよう、権利擁護の視点を含めた研修等や職場環境の改善の徹底に取り組んでいきます。

第6章 計画の推進体制

1 わかりやすい情報提供と障がい福祉制度の普及・啓発

サービスを必要とする人が十分に障がい福祉サービスを利用できるよう、わかりやすい情報提供と障がい福祉制度の普及・啓発を推進します。

2 連携・協力体制の確保と地域ネットワークの強化

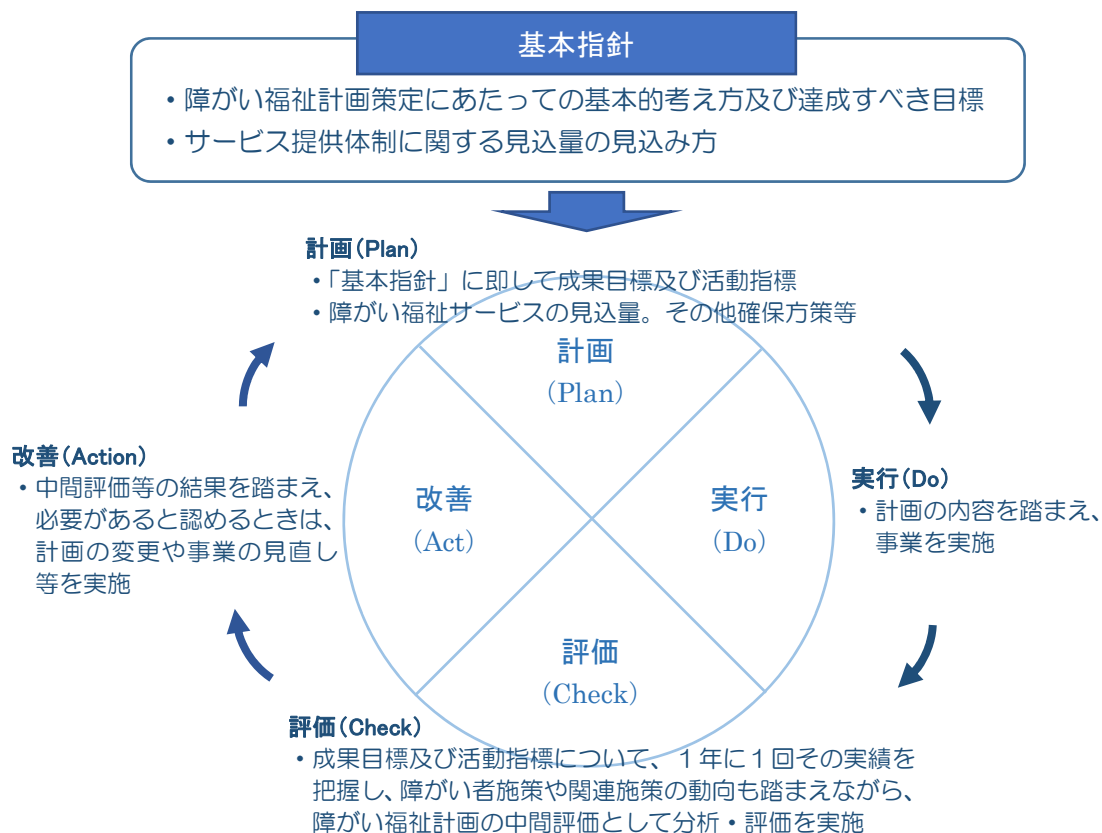
計画推進にあたっては、府、国との連携のもと、地域の市民、ボランティア、サービス提供事業者、企業、医療、教育、社会福祉協議会等とのネットワークの形成を図り、地域社会において利用者がいきいきとした生活や活動を行うことができるよう努めていきます。

3 計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、必要に応じて関係機関との協議により、「計画(Plan)-実施・実行(Do)-点検・評価(Check)-処置・改善(Action)」の「PDCA マネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検を行います。

障がい福祉計画の目標や障がい福祉サービスの見込量を達成するため、毎年度、計画の達成状況の点検と評価を行います。地域における障がい者等を支えるネットワーク「地域自立支援協議会」において評価を受けるものとします。

この点検・評価をもとに、計画推進のための新たな施策を検討していきます。



4 進捗状況の公表

計画期間（令和3（2021）年度から令和5（2023）年度）における計画の進捗状況を把握したうえで評価を行い、その内容を公表する体制づくり等に取り組みます。

資料1 泉大津市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画として障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定される障がい福祉計画並びに障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保等に関する計画として児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定される障がい児福祉計画を策定するため、泉大津市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、障がい福祉サービスを利用する障がい者、障がい福祉サービス提供事業者、社会福祉に関する活動を行う団体等から推薦された者、学識経験を有する者等をもって組織する。

2 委員は、9名以内とする。

3 委員の任期は、計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、審議の状況等から、やむを得ず非公開とする必要が生じた場合は、委員会に諮り、会議の途中においても当該会議を非公開にすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員会に出席した者その他関係者は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉事務所障がい福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

資料2 泉大津市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属機関及び役職名等
委員長	小田 浩伸	大阪大谷大学 教育学部長
副委員長	川西 真由美	泉大津市ふれあいキャンペーン実行委員会委員長
	西川 壽夫	泉大津市身体障がい者福社会会長
	秋山 益代	泉大津手をつなぐ親の会副会長
	水田 利恵	泉大津障がい児（者）親の会会長
	竹内 滋子	泉大津市・忠岡町精神障がい者家族会 ひまわり家族会
	浜田 寛	泉大津市民生委員児童委員協議会
	忠岡 一也	泉大津市社会福祉協議会事務局長
	好本 幸将	公募市民

資料3 泉大津市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定の経緯

年月日	会議等	内容
令和2年8月7日～ 令和2年8月31日	市民アンケート調査	障がい者を対象に967件、障がい児を対象に187件を実施
令和2年8月12日～ 令和2年9月1日	団体・事業所アンケート調査	障がい者団体（6団体）及び障がい福祉サービス事業者（26事業所）を対象にアンケート調査を実施
令和2年10月13日	第1回策定委員会	①泉大津市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（骨子）について ・アンケート調査の結果について ・関連団体のアンケート調査について ・計画の基本方針及び改定のポイントについて ②策定スケジュールについて
令和2年12月1日	第2回策定委員会	①第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）について ②パブリックコメントについて
令和2年12月25日～ 令和3年1月22日	パブリックコメント	4人から計5件の意見
令和3年2月16日	第3回策定委員会	①パブリックコメントの結果について ②第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）について

**泉大津市第6期障がい福祉計画・
第2期障がい児福祉計画**

令和3年3月

■編集・発行／泉大津市 健康福祉部 障がい福祉課
〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号
TEL (0725) 33-1131
FAX (0725) 33-7780